

今、あなたにできること

- いじめ問題の解決を図るための研修資料 -

平成 19 年 2 月
東京都教職員研修センター

目次

研修資料の活用にあたって	1
1 資料作成のねらい	2
2 資料作成の考え方	2
3 資料作成の全体構想	2
4 いじめ問題について	3
5 本研修資料について	4
研修資料	5
1 研修資料1（主に初任者対象） 研修の方法 グループ協議 「教員の言動に配慮が不十分な事例」	6～9
2 研修資料2（主に2・3・4年次教員対象） 研修の方法 意見の分類を中心とした協議 「いじめのサインへの対応が不十分な事例」	10～13
3 研修資料3（主に10年経験者対象） 研修の方法 ブレーンライティング 「指導体制が不適切であった事例」	14～17
4 研修資料4（主に主幹対象） 研修の方法 ブレーンストーミング 「いじめのとらえ方が教員同士で一致していない事例」	18～21
5 研修資料5（主に管理職対象） 研修の方法 グループ協議 「教員が個人で解決を図ろうとする事例」	22～25
6 研修資料6（主に管理職対象） 研修の方法 ロジック・ツリー 「校長を中心に改善に向けて組織的な対応をしている事例」	26～29
7 研修資料7（主に管理職対象） 研修の方法 SWOT分析 「校内組織や専門機関を活用し対応した事例」	30～33
8 研修資料8（主に保護者対象） 研修の方法 講義 「いじめに関する資料を活用した研修」	34～37
9 研修資料9（主に保護者対象） 研修の方法 ビデオ視聴・講義 「いじめに関するビデオを活用した研修」	38～39
10 研修資料10（主に保護者対象） 研修の方法 講義 「事例問題を活用した研修」	40～43
参考資料	45

1 いじめの問題への取組の徹底について（文部科学省）	46	参考資料1
2 問題行動を起こす児童生徒に対する指導について	49	参考資料2
3 出席停止制度の運用の在り方について	54	参考資料3
4 いじめ問題への緊急提言	62	参考資料4
5 いじめの問題への取組の徹底について（教育庁指導部）	64	参考資料5
6 懲戒処分基準の一部改正について	66	参考資料6
7 いじめの問題への取組についてのチェックポイント	68	参考資料7
8 東京都教職員研修センター人権教育資料センター所蔵ビデオ（いじめに関するビデオ）一覧	71	参考資料8
9 人権擁護委員について	74	参考資料9
10 相談窓口一覧	74	参考資料9
11 東京都立教育研究所研修資料	74	参考資料9
12 人権教育プログラム	74	参考資料9
13 東京都教職員研修センター人権教育ビデオ貸出について	75	参考資料9
14 いじめの定義の見直しについて	75	参考資料9

研修資料の活用に当たって

研修を担当するみなさんへ

いじめにより児童・生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が起きている。

児童・生徒を守るべき教職員のいじめに対する認識や対応について総点検するとともに、その結果を基に、いじめ防止を図る取り組みを一層充実させることが重要である。

本研修資料は、いじめ問題に関する研修の実施を促進することをねらいとして作成した。

本研修資料のねらい及び考え方、特長等を研修実施前に確認し活用していただきたい。

研修を担当するみなさんへ

いじめ問題の解決には、教職員一人一人のいじめ防止に対する意識を高めるとともに、いじめ問題やその解決に向けた指導方法、保護者との連携の在り方等の理解を深めていかななくてはならない。そのためには、実際にあった事例を基に研修を進め、日ごろの自分の指導を振り返り、改善を図る必要がある。

そこで本研修資料を活用し、取組みの一層の充実を図っていただきたいと考えている。本研修資料の事例は、一例であるので、各学校や研修対象の実態に即して工夫して活用していただきたい。

1 資料作成のねらい

いじめ問題の解決に向けて管理職や教員が適切な指導を行うための方法や保護者との連携の在り方を理解することを通して、いじめ防止に対する意識啓発を図るための事例問題を中心とした研修資料を作成し、教職員研修センターや区市町村教育委員会、各学校の研修用資料として情報提供を行う。

2 資料作成の考え方

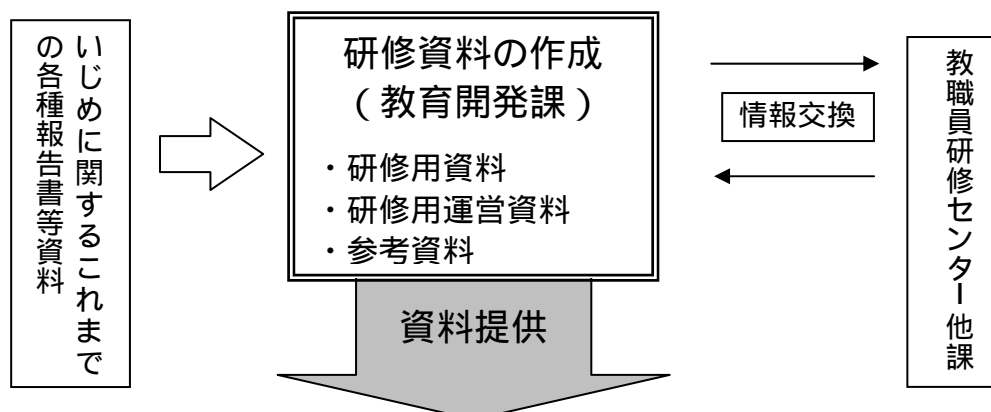
「いじめ問題を現象面ではなく、人権を尊重する真の人間教育が学校教育の中に十分浸透していない現状があるとの認識にたち、学校の存在の原点を問い、すべての子どもの学習する権利を保障し、安定した学校生活を送ることができるようにする」というとらえ方のもと、事例を活用した多様な研修方法を示し、教員等の資質向上を図るための資料を作成する。

いじめ問題を学校と家庭が解決しなければならない重大な問題としての共通認識にたち、教員と保護者の連携や協力を深めるとともに、保護者に対する理解や啓発を図る資料を作成する。

3 資料作成の全体構想

平成 17 年 9 月には北海道滝川市の小学校 6 年生の女子児童が、平成 18 年 10 月には福岡県筑前町の中学校 2 年生の男子生徒がいじめを受け、自らその命を絶つという痛ましい事件が起きている。いじめの未然防止とその解消は、学校教育の喫緊の課題であり、適切な対応について大きな関心と期待が寄せられている。東京都においても過去、いじめが原因で中学生が自ら命を絶つという大変痛ましい事件が起こった。当時よりいじめ問題について様々な取組みがなされているが、残念ながらいじめ問題が再び大きな課題となっている。

いじめは決して許されないことであり、また、どの学校でも起こり得るものであるという認識のもと、学校教育に携わるすべての関係者一人一人が改めてこのいじめ問題の重大性を理解し、日ごろからいじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応しなければならない。さらに、保護者と連携しながら、いじめ防止に向けた取組みを推進していく必要がある。



【各研修会での活用】

教職員研修センター

区市町村教育委員会

各学校（教員、保護者）

4 いじめ問題について

(1) いじめの定義（現行定義）

「自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされているが、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことに留意する必要がある。

（「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」平成18年10月 文部科学省）

いじめの定義については、現在、文部科学省で見直しを行っています。詳しくは、参考資料9「いじめの定義の見直しについて」（P75）を御参照ください。

「教職員の児童・生徒へのいじめは、身体的・心理的な攻撃を継続的に加えることにより児童・生徒に深刻な苦痛を感じさせる行為、又は児童・生徒間のいじめに加担する若しくは助長する行為をいう。ただし、その行為の態様等により、児童・生徒の苦痛の有無にかかわらず、いじめと認められる場合がある。」

（「懲戒処分基準の一部改正について」平成18年10月 東京都教育委員会）

(2) 東京都のいじめの現状

- ・「いじめ」の発生件数は、全体としては減少傾向を示しているが、前年度と比べ中学校及び高等学校は微増している。（図1）
- ・「いじめ」の態様は、「冷やかしのからかい」、「言葉での脅し」、「仲間はずれ」が多い。
- ・「いじめ」は件数としては、減少傾向にあるものの、個々の事例をみると深刻なケースも見られ、依然として重大な健全育成上の課題である。

(3) いじめ問題解決に向けての課題

- 「いじめ」は絶対に許されない行為であることの指導の徹底
- 「いじめ」に対して早期発見・早期対応ができる学校内の体制づくり
- 「いじめ」に対する未然防止の取組の充実
- 保護者と連携を図った対応の充実
- 関係諸機関との連携を図った対応の充実

（「いじめ問題解決への対応策について」平成18年10月 東京都教育委員会）

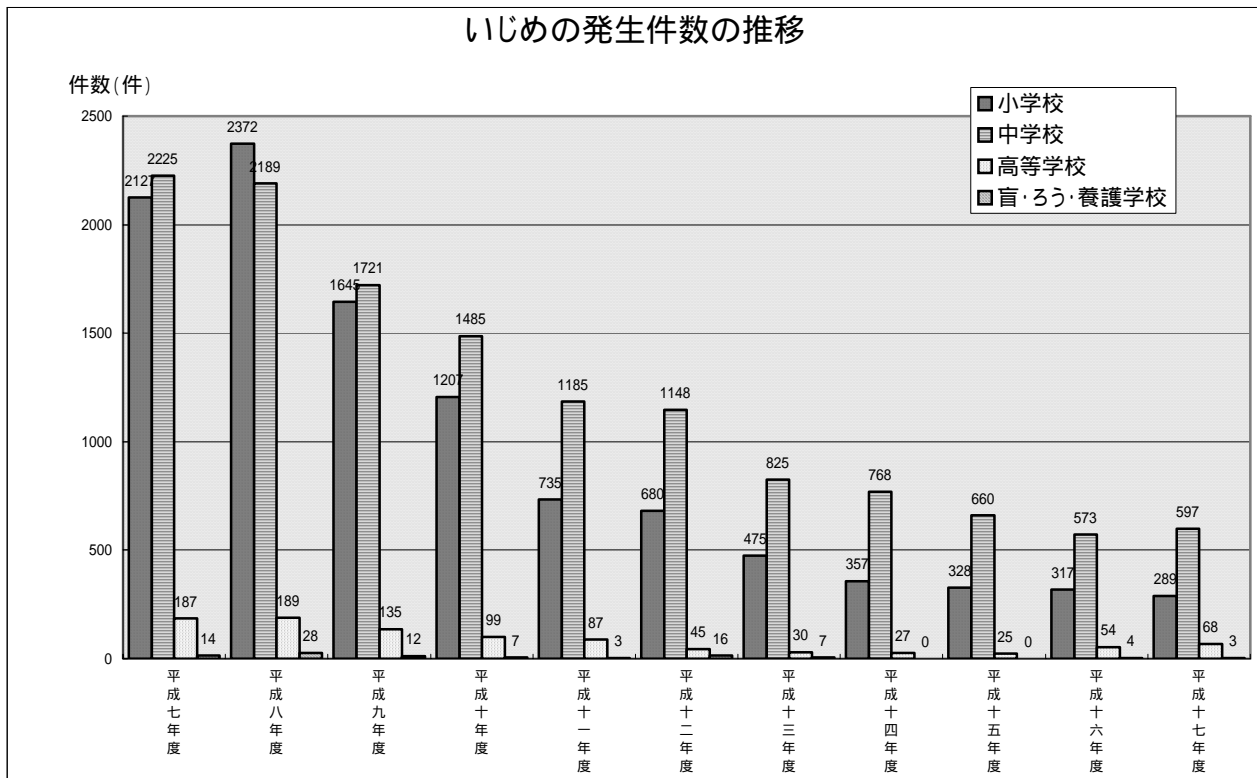


図1 いじめの発生件数の推移

（「平成17年度における児童・生徒の問題行動等の実態について」平成18年8月 東京都教育委員会）

(1) 研修資料の特長

本研修資料は、管理職・教員用研修資料と保護者向け研修資料、参考資料からなる。
印刷して研修会や保護者会等で配布して活用できるよう、様々な研修の方法を紹介している。
研修の展開例を参考にしながら、コーディネーターが研修会等を企画・運営することができる。
研修対象や事例内容によって、研修資料の形式が異なっているが、研修対象にかかわらず必要に応じて工夫を加えたり、他の研修資料を活用したりすることができる。

(2) 研修資料の内容

管理職・教員用研修資料

ア 職層や教職経験年数等に応じた事例問題と研修の展開例を掲載している。

研修対象は、東京都教職員研修センターが実施している下記研修等を参考にしている。

【授業力向上課】 ・ 初任者研修 ・ 2・3年次授業研究 ・ 4年次授業観察 ・ 10年経験者研修

【教育経営課】 ・ 主幹研修 ・ 副校長研修 ・ 校長研修

【専門教育向上課】 ・ 選択課題研修キャリアアップ研修（ 、 、 ）

イ 1事例当たり、研修用配布資料（事例問題）2ページとコーディネーター用資料2ページの4ページで構成している。

ウ 指導・助言の際に参考となるよう、記入例や指導のポイント等を掲載している。

エ 事例については、次の資料を基に作成した。

東京都立教育研究所 研修資料

・平成7年度 「いじめ問題」研究報告書 - いじめ解決の方策を求めて -

・平成9年度 「いじめ問題」研究報告書 - いじめの心理と構造をふまえた解決の方策 -

東京都教育相談センター

・学校教育相談推進資料「子どもの心が開くとき 子どもと心が通うとき」

・子どものサイン 30 チェック表

保護者向け研修資料

ア 教員が保護者会等の場や機会を活用して、保護者等のいじめ問題への取組みに対する理解を深めるとともに、家庭との連携の一層の促進を図ることができるようにしている。

イ 保護者会等において短い時間で運営できるようにしている。

参考資料

ア いじめ問題に関する各種通知や提言、研修資料、関係諸機関等を掲載し、研修会等で配布する等、必要な情報提供ができるようにしている。

イ 教育庁指導部や東京都教職員研修センターが作成したいじめ問題に関するチェックリスト等の資料を掲載し、研修会等において参考資料として配布したり、研修資料として活用したりできるようにしている。

(3) 本研修資料の活用方法

管理職・教員用研修資料

ア 事例を読み、設問に従って課題や対応策等について考え記入する。

イ グループで協議するなど、受講者同士で情報交換したり、対応策をまとめたりする。

ウ グループでの協議内容や研修の成果等を報告し合い、研修のまとめを行う。

エ コーディネーター用資料を基に、指導・助言を行う。

保護者向け研修資料

ア 教員が配布資料やビデオ等を活用し研修を進めたり、保護者同士で情報交換したりする。

イ いじめ問題の取組みに関するチェックリストや資料を基に情報提供する。

ウ 保護者会だけでなく、PTAによる家庭教育学級や道徳授業地区公開講座等で活用することで、いじめ問題に関する家庭や地域との連携が促進される。

(4) 研修資料の活用当たりの配慮事項

日ごろの指導内容や指導体制を振り返り、教員自身のいじめ問題に対する意識改革や取組みの改善につながるようにする。

研修の運営では、個人情報保護や特定の児童・生徒に関する内容の取扱い等、人権上の配慮を十分に行う。

研修の展開例を参考に、各区市町村教育委員会、各学校等、受講対象の実態に応じ講義を実施したり人権教育ビデオを視聴したりするなど、展開を工夫することができる。

主な対象・校種にかかわらず、他の職層や経験年数の教員に対しても活用できる。そのため、児童・生徒の表記については、アルファベットで示している。

研修資料

研修を担当するみなさんへ

いじめ問題の解決には、教職員一人一人のいじめ防止に対する意識を高めるとともに、いじめ問題やその解決に向けた指導方法、保護者との連携の在り方等の理解を深めていかななくてはならない。そのためには、実際にあった事例を基に研修を進め、日ごろの自分の指導を振り返り、改善を図る必要がある。

そこで本研修資料を活用し、取組みの一層の充実を図っていただきたいと考えている。本研修資料の事例は、一例であるので、各学校や研修対象の実態に即して工夫して活用していただきたい。

初任者用 事例問題

1 次の事例を読み、教員として配慮しなければならないことを考えてください。

【教員の言動に配慮が不十分な事例】

事例 1

Aは動作がやや緩慢で、他の子どもから、「のろま。」と言われることがあった。担任のB教諭は机の上に学用品を準備していないAに「また、何も準備していないですね。何回言ったらちゃんとできるのですか。皆に迷惑をかけることになりますよ。」と言った。

他の子どもも、B教諭の言葉に呼応するように、「そうだよ。迷惑しているんだぞ。のろまなんだから。」と言った。それから、他の子どもたちが、Aに対して「ぐず。」「のろま。」「迷惑だ。」と言ってはやし立てるようになった。

事例 2

Cは食が細く、給食を残すことが多かった。担任のD教諭は、少しでも食べる量を増やしていけるよう、日ごろから給食時間中にCへの指導を続けていた。

ある日、授業中にD教諭が、子どもたちに世界には飢えで苦しんでいる人がいるという話をし、最後に、「食べ物を大切にしましょう。」と言った。子どもたちは大きくなずき、給食を残さないようにしようと申し合わせをした。

その後、食の細いCは、他の子どもたちから、「給食を残すのはいけないことだ。かわいそうな子どもたちのことを考えなければだめだよ。」というようなことを言われるようになった。

Cは、「給食を残すから皆にいじめられる。」と言って、登校をしづるようになった。

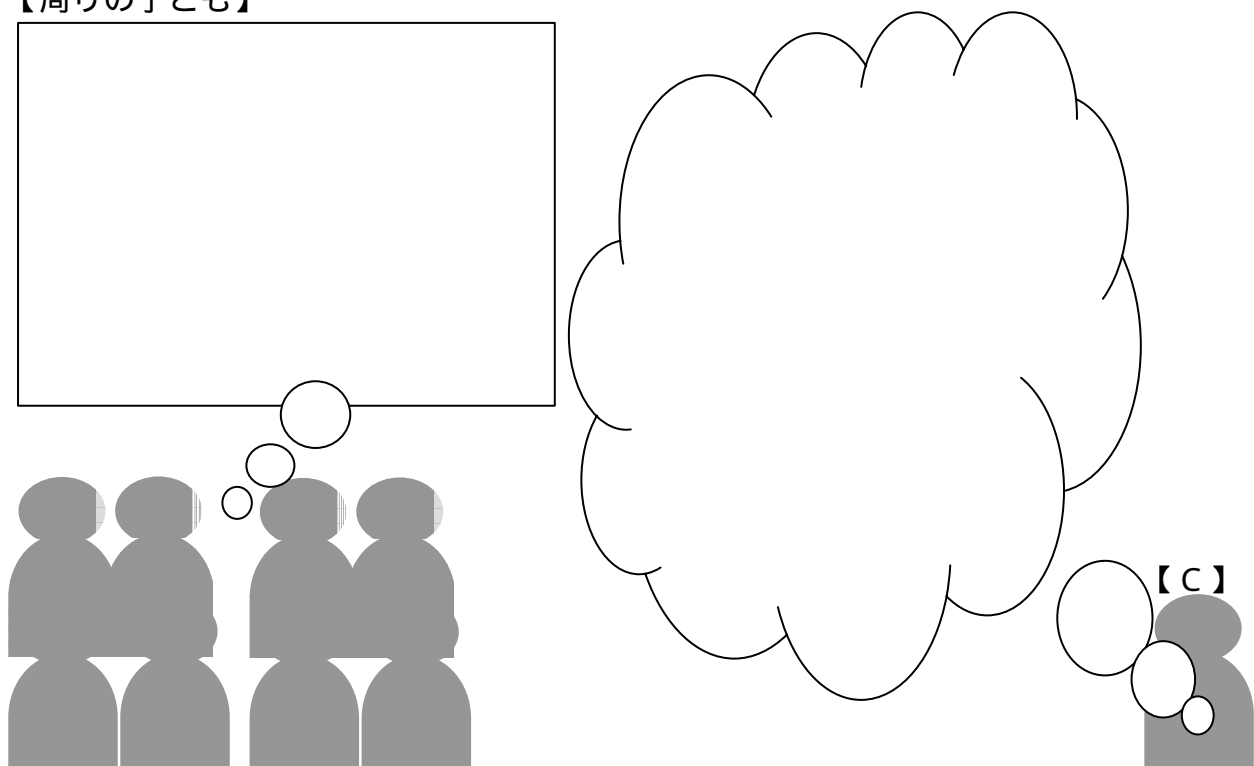
事例は、「いじめ問題」研究報告書 - いじめの心理と構造をふまえた解決の方策 -
(東京都立教育研究所 平成 10 年 3 月発行) を参考に作成した。

2 事例1における担任のB教諭の課題についての解説を聞き、教員として配慮しなくてはならないことをまとめてください。

3 事例2で担任のD教諭の言葉に対して、周りの子どもやCは、どのように感じたと思いますか。下図の吹き出しの中に、考えられることを書いてください。

【担任のD教諭】 「食べ物を大切にしましょう。」

【周りの子ども】



4 周りの子どもやCが感じたと思うことをグループ内で報告し合い、学級で指導する場合、教員としてどのような配慮が必要なのか検討してください。

5 グループでの話し合いや報告を基に、事例1や事例2のようにならないために、今後、子どもを指導する上で配慮していこうと思うことを書いてください。

初任者用研修運営資料

1 いじめ問題の解決に関する研修会について

(1) 研修の目的

教員の言動が児童・生徒に影響を与え、気付かないところで、不安を与えることがあることを理解する。

日ごろから、自らの言動が児童・生徒にどのように受け止められているかを押し量りながら指導することの大切さを知るとともに、その指導法を考える。

(2) 研修の方法 グループ協議

(3) 研修の対象 主に初任者

(4) 研修の時間 約 90 分

(5) 研修の展開例

時間	研修内容	運営上の留意点
3分	1 研修内容の連絡	研修の目的（P 8 1-(1)参照）を説明する。 自分の日ごろの言動を振り返り、指導の改善につなげることを確認する。
5分	2 事例1の検討（各自）	
5分	3 事例1の解説 （コーディネーター） P 7の2にまとめる。	指導上必要な配慮について（P 9 2参照）を基に、日ごろの児童・生徒の把握の仕方や教員の姿勢が重要であることを理解できるようにする。
5分	4 事例2の検討（各自） P 7の3の設問について各自考え、記入する。	思い付くことを数多く書くよう指示する。 必要に応じて、児童・生徒の感じ方の例と配慮事項（P 9 3参照）を説明する。
25分	5 グループ協議 各自の考えを報告し、適切な指導について話し合う。	各自の考えを報告し合い、適切な指導や対応について経験等を基に情報交換し、グループでまとめるようにする。
20分	6 グループ報告 グループでまとめたことを報告する。	各グループ3分程度で報告をするよう指示する。 教員として事例1・2と似たような経験があったかどうか、自分自身の指導を振り返りながら聞くよう指示する。
10分	7 研修のまとめ P 7の5の設問について考え、記入する。	事例1・2のようにならないために今後の指導で配慮したいことを考えさせる。 5～6名に発表させる。
15分	8 指導・助言	指導上の配慮事項（P 9 4参照）を基にしながら指導・助言を行う。
2分	9 事務連絡	

2 事例1から考えられる指導上必要な配慮について

事例から考えられる教員の配慮事項	事例の背景から考えられる教員の配慮事項
<p>周りの子どもたちが担任のB教諭の言葉に強く反応し、Aをはやし立てるようになったことから、教員の言動が子どもに与える影響の大きさを考えなければならない。</p> <p>注意されたAや周りの子どもがどのように受け止めるのか、子どもの特性を十分把握しながら指導しなくてはならない。</p> <p>日ごろからのAと周りの子どもたちとの関係から、クラス全体の前で「また・・・」「迷惑をかける・・・」等の言葉を発することは、子どもを過度に否定することにつながるということを認識しておかなければならない。</p>	<p>周りの子がAに対して「のろま。」と言うことから、冷やかしたりからかったりすることがあると考えられる。日ごろから子どもの人間関係や行動を把握し、適切に指導しておかなくてはならない。</p> <p>Aは、日ごろから動作がやや緩慢であったことから、その子なりの声かけの受け止め方や行動のペースがあったと考えられる。子どもによって差があることを理解し、一律に指導したことを結果として求めず、その子に合わせて段階的に指導していかなくてはならない。</p>

3 事例2におけるD教諭の言葉に対する周りの子どもやCの感じ方の例と配慮事項

【担任のD教諭】 「食べ物を大切にしましょう。」

【周りの子ども】

例

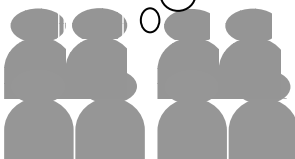
- ・食べ物が少なくて大変な思いをしている人たちがいるのだから、私たちも食べ物を大事にしていきたい。

- ・給食を残す子もいるから、注意し合っていこう。
- ・クラスで、給食を残さないようにしましょう。


例

- ・みんなに給食のことを言われそうだな。
- ・給食を残しにくいな。
- ・頑張って残さないようにしてみよう。

その子の考えを受け止めながら、行動を認め、安心させるような支援が必要である。




【C】



このような考えや発言が、今後いじめにつながらないように、子どもの言動を把握する等、配慮が必要である。

4 児童・生徒に対する指導上の配慮事項

事例のような指導場面で配慮すること



教員の問い掛けに対して、児童・生徒の考え方には多様な受け止め方があることを理解し、言動に十分配慮すること。

教員の言動が児童・生徒に与える影響の大きさを考えながら指導すること。

日ごろから配慮すること

日ごろから児童・生徒の人間関係を十分に把握し、はやし立てたり冷やかしたりすることがあれば、その場で適切に指導し、いじめにつながらないようにすること。

教員の価値観を一方的に押し付けるのではなく、その児童・生徒の考えを大切にしながら、指導を進めること。

一人一人の子どもの特性に応じて目標を示したり、励ましたり、安心させたりすること。

食物アレルギーによる食事制限のある児童・生徒もいることを理解し、食事についての指導では、十分な配慮をしながら進めること。

5 研修資料活用上の留意点

- (1) 事例や研修方法については、各校種で実態に応じて活用し、指導の改善に生かすことができる。
- (2) 児童・生徒の把握と教員の言動の配慮がいじめの防止にも大切であることを指導・助言する。
- (3) 参考資料6「懲戒処分基準の一部改正について」(P66、67)の活用もできる。

2・3・4年次教員用 事例問題

1 次の事例を読み、いじめの初期対応における課題について考えてください。

【いじめのサインへの対応が不十分な事例】

Aは学年の初めのころは、おとなしくまじめな態度で学校生活を送っていた。

学年が上がってからBたち5～6名のグループと行動を共にすることが多くなった。その頃から、「トイレに行っていた。」と言って授業の開始に遅れてきたり、職員室の前にぼんやり立っていたりする様子が何度か見られた。AはBと親しそうにしており、Bは、レクリエーションの企画では学級でリーダーシップを発揮していたので担任のC教諭も心配はないと判断していた。

Aはある時、女子への悪口をしつこく繰り返し、学級で問題となった。C教諭が指導すると、「Bたちのグループの一人に言われて仕方なくやった。」と言ったのだが、名指しされた子どもはその事実を強く否定し、結局事実をはっきりさせることはできなかった。

その後、このグループに喫煙や暴力行為のうわさが立ち始め、Aの表情もとげとげしくなり服装の乱れも見られるようになった。

ある日、登校してきたAの顔にあざがあるのでC教諭が聞いたところ、「自転車で乗っていて転んでけがをしてしまった。」と言い張った。C教諭はさらにAに問いただしたが、同じ言い訳を繰り返すだけだった。この時にC教諭はいじめではないかと疑念を抱いた。

事例は、「いじめ問題」研究報告書 - いじめの心理と構造をふまえた解決の方策 -
(東京都立教育研究所 平成10年3月発行)を参考に作成した。

2 この事例で、いじめの初期対応として課題であると考えられることを、配布資料「いじめ防止のための資料」のいじめ発見のポイントを活用しながら書いてください。

--

3 グループで課題を決め、適切な初期対応について検討します。

- (1) 各自が考えた課題をグループで話し合い、特に重要だと思う課題を3つにしぼり、の枠の中に記入してください。
- (2) それぞれの課題について、深刻ないじめに発展させないために、いじめの初期段階でどのような対応が必要であるか、各自の「ア 児童・生徒の理解と指導」、「イ 学年・学校内での報告・連絡・相談」の2つの視点で考えて記入してください。

	ア 児童・生徒の理解と指導	イ 学年・学校内での報告・連絡・相談
課題 1		
課題 2		
課題 3		

4 各自が考えた初期対応をグループ内で報告し合い、それぞれの課題について、重要だと考えられる対応を視点ごとにまとめてください。

5 今後、いじめの初期対応として、心掛けていきたいと思うことを書いてください。

--

2・3・4年次教員用研修運営資料

1 いじめ問題の解決に関する研修会について

(2) 研修の目的

学級内にいじめが起きているのではないかと思われるような時に、教員として初期段階で対応しなければならないポイントを理解する。

いじめの初期段階で教員がいじめのサインを見落としたりいじめの事実を認識できなかったりすると、深刻ないじめに発展することを理解し、適切な対応を考える。

(2) 研修の方法 意見の分類を中心とした協議

(3) 研修の対象 主に2・3・4年次教員

(4) 研修の時間 約90分

(5) 研修の展開例

時間	研修内容	運営上の留意点
3分	1 研修内容の連絡	研修の目的（P12 1-(1)参照）を説明する。 研修資料とともに、参考資料5「いじめ防止のための資料」（P65）を配布する。 視点ごとに色の異なる付せん紙と分類するための模造紙をグループ分用意する。
10分	2 事例検討（各自） 配布資料「いじめ発見のポイント」を活用しながらP11の2の設問について考え記入する。	配布資料「いじめ防止のための資料」のいじめ発見のポイントを基に、具体的に初期対応における課題をつかませる。 必要に応じて事例における初期対応の課題（P13 2参照）を基に確認する。
10分	3 グループ協議 P11の3(1)の設問をグループで考える。	各自が考えた課題をグループ内で報告し合い、特に重要だと思われるものを3つにしぼり、 に記入させる。
10分	4 初期対応の検討（各自） P11の3(2)の設問を各自で考え、記入する。	各自にグループでまとめた課題ごとに初期段階の対応を2つの視点で考えさせ、研修資料に記入させる。
20分	5 グループ協議 各自が考えた初期対応を視点ごとに色分けした付せん紙に記入し、グループで分類しながらまとめる。	各自が考えた初期対応を視点ごとに色分けしながら付せん紙に書き、それぞれの課題についてグループ内で分類してまとめるよう指示する。 必要に応じて、各項目の記入例（P13 3参照）についてグループにアドバイスをする。
20分	6 グループ報告	各グループ3分程度で報告させる。
5分	7 研修のまとめ P11の5の設問を考え、記入する。	グループ報告等を基に、日ごろの自分の指導を振り返りながら、具体的に書くよう指示する。
10分	8 指導・助言	いじめの初期対応におけるポイント（P13 4参照）と「いじめ防止のための資料」のいじめに対する指導について、を基に指導・助言を行う。
2分	9 事務連絡	

2 事例における初期対応の課題

いじめの初期段階でのサインを見落としした。
 Aに「授業に遅れる」「職員室の前にぼんやり立っている」等の行動の変化が見られたが、それがいじめのサインであることに気付くことが遅れ、いじめを認識できなかった。
 先入観で生徒の人間関係をとらえた。
 「親しそうにしている」「学級でリーダーシップを発揮している」等、子どもの人間関係を先入観をもって見てしまい、行動の変化の原因や背景を把握することができなかった。
 具体的な指導を行わなかった。
 「女子への悪口を繰り返す」等、表面的な問題のみに注意が向いてしまい、Aの立場やその時の気持ちをC教諭がよく聞かずに済ませ、声かけを行ったり学年の教員に相談して対応したりするなど、具体的な指導を行わなかった。

3 グループで考えられる課題と必要な初期対応の記入例

		ア 児童・生徒の理解と指導	イ 学年・学校内での報告・連絡・相談
グループで考えられる特に重要だと思う課題(例)	十分把握せず、いじめのサインを見落とししている。	行動の変化は、いじめの一端であるかもしれないと認識し、その後の児童・生徒の様子を入念に観察する。 いじめの指導の機会を逸さないよう、児童・生徒の行動の変化を注意深く見て、個に応じた声かけを行う。 児童・生徒の人間関係や心の問題などにも目を向けて継続的に観察し、必要な指導・援助を行う。	行動の変化があった場合は、いじめのサインではないかとの認識をもち、学年の教員や学年主任、生活指導主任等に相談する。 生活指導主任、教育相談担当教諭等と児童・生徒の様子について日ごろから情報交換するよう心掛け、自分の指導の改善に生かす。
	確に把握できている。親しいという先入観で判断し、人間関係を的確に把握できている。	「親しそうだ」等、表面的な行動だけに注意が向かないように、児童・生徒の行動の原因をしっかりと把握する。 気になる行動が見られた時は、保護者と連絡をとり、家庭での様子や児童・生徒の行動の変化等についての確に把握できるように心掛ける。 他の児童・生徒から様子を聞き取る等、人間関係の状況の把握に努める。	同学年の教員や学年主任、生活指導主任等に報告や連絡をしながら、様々な立場から児童・生徒同士の人間関係を把握する。 前担任やクラブ活動担当者等から、児童・生徒の人間関係や行動について情報を収集する。
	など、組織的に対応する具体的な指導を行っていない。	互いに尊重し合う学級づくりを心掛け、授業改善に取り組む。 いじめは絶対に許されない行為であり、責任を負わなければならないことを児童・生徒に理解させる。 気になる行動が見られた時は、児童・生徒を安心させながら、その子の状況や思いを聞き取る機会を設ける。	いじめの解決に向けて、学年・学校全体で取り組んでいることを示し、児童生徒に安心感をもたせる。 チームティーチングで授業を行うなど指導を工夫し、複数の教員で見ながら適切な対応を行う。 学年主任や生活指導主任等に報告し、具体的な指導について助言を受ける。

4 いじめの初期対応におけるポイント

児童・生徒の言動の変化等、いじめのサインを見落とさず、その原因や背景を十分に把握するよう努めること。
 児童・生徒の行動を先入観で判断せず、学年の教員やクラブ担当者等、関係者から情報を収集しながら人間関係等を的確に把握すること。
 気になる行動が見られた場合は、学年・学校内で報告したり相談したりしながら協力を求め、組織的に対応しながら、児童・生徒への声かけを行うなど具体的な指導を行うこと。

5 研修資料活用上の留意点

- (1) 事例や研修方法等については、各校種で実態に応じて活用し、指導の改善に生かすことができる。
- (2) 事例のような対応の遅れが、暴力事件やお金を脅し取るいじめに発展する可能性もあり、日ごろから早期の対応を心掛けていくことで、いじめの防止につながることを指導・助言する。
- (3) 参考資料7「いじめ問題への取組についてのチェックポイント」(P68~70)の活用もできる。
- (4) 研修対象の実態に応じて、初期対応の検討の場面では、対応の視点ア、イの他に「ウ 家庭・地域との連携」等の項目を加え、広い視野で対応を考えていくという工夫もできる。

10年経験者用 事例問題

1 次の事例を読み、指導体制の課題について考えてください。

【指導体制が不適切であった事例】

C教諭：教職経験10年目を迎え、初めての生活指導主任

D教諭：教職経験12年目、Aの所属の学年主任

E教諭：教職経験9年目、Aの所属の学級担任

F教諭：教職経験5年目、Bの所属の学級担任

ある日、用務主事からAが下級生のBをいじめているようだと、生活指導主任のC教諭に情報が入った。早速、C教諭は、Aの学年の学年主任のD教諭と担任のE教諭に尋ねたが、未だ事態を把握していなかった。そこで、C教諭とD教諭は、同学年の他の子どもからの聞き取りをE教諭に頼んだ。E教諭は、加害状況をあいまいなままでの情報しか受けることができなかったが、そのままC教諭に報告した。次の日、C教諭は、Bの担任のF教諭に、Bから事情を聞いてもらうことにした。ところがF教諭もいじめの状況に気付いておらず、至急聞き取りを行ったところ、いじめの事実をBから聞き、明らかになった。

そこで、F教諭はこのことをE教諭に知らせ、Aへの指導を求めた。E教諭は、自分の指導に対して指摘されたように受け止め、性急にこの情報をAに突きつけ叱責した。

その後Aは、E教諭に反発し、放課後、Bに仕返しを行った。この日からBは、Aからの仕返しが怖くなり登校をしぶるようになった。F教諭は、心配したBの保護者から連絡を受け、初めてBの学年の学年主任に相談をした。

F教諭はE教諭の配慮不足を批判し、やがて子どもや保護者から、学校の対応に対する不満の声が出た。

事例は、「いじめ問題」研究報告書 - いじめの心理と構造をふまえた解決の方策 -

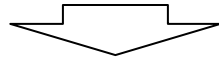
(東京都立教育研究所 平成10年3月発行)を参考に作成した。

2 事例のように、いじめではないかという状況が見られた時、指導体制を整え学校として対応しなければならないポイントを具体的に考えます。

(1) 事例に出てくる教職経験9年目～12年目のC～E教諭の中から1人選び、その立場における対応として課題だと考えられることを書いてください。

(教諭)

(2) (1)で書いた課題の中から重要だと思う課題を書いてください。



自分が重要だと思う課題

(教諭)	
--------	--

(3) (2)の課題に対する指導や対応を「自分」の欄に3つ書いてください。

	指導や対応1	指導や対応2	指導や対応3
自分			
メンバー1			
メンバー2			
メンバー3			
メンバー4			

3 グループ協議を基に、あなたが選んだ立場で全校での指導体制を整え学校として対応しなければならないことは何かまとめてください。

--

10年経験者用研修運営資料

1 いじめ問題の解決に関する研修会について

(1) 研修の目的

いじめではないかという状況が見られた時、全校での指導体制を整え学校として対応しなければならないポイントを理解する。

生活指導主任や学年主任等それぞれの立場での対応の仕方を理解し、これからの指導に役立てられるようにする。

(2) 研修の方法 ブレーンライティング

(3) 研修の対象 主に10年経験者

(4) 研修の時間 約90分

(5) 研修の展開例

時間	研修内容	運営上の留意点
3分	1 研修内容の連絡	研修の目的（P16 1-(1)参照）を説明する。
10分	2 事例検討（各自） P15の2-(1)～(3)の設問を考え、記入する。	事例に出てくるC～E教諭の立場を選び（ ）の中に、書かせる。次に、事例から課題として考えられることを(1)に書かせる。 自分が一番重要だと思う課題を(2)に書かせる。 課題に対してどんな指導や対応をするかを(3)の「自分」の欄に3つ書かせる。
13分	3 ブレーンライティング （4～5名1グループ） (1) P15の2-(3)の設問を各自考え、記入する。 (2) ワークシートを順番に回しながら、課題に対する指導や対応を3つ書く。	グループ編成をする時は、1グループに生活指導主任や学年主任等、異なる校務分掌の者が含まれるようにすることも一つの有効な方法である。 グループ内で各自のワークシートを回し、課題に対する指導や対応を「メンバー1」の欄に3つ書き、次に回す。一回りしたところで終了する。
7分	4 指導や対応の検討 （各自）	書き込まれたワークシートを読ませ、自分の指導に生かしていきたいと思うものを3つ選び を付けさせ、根拠も明確にさせる。
30分	5 グループ協議	グループ内で各自が選んだ指導や対応を、根拠を明確にしながら説明させる。 事例のC～E教諭の立場でそれぞれどう対応すればよいかを話し合わせ、具体的な指導や対応についてまとめさせる。
10分	6 研修のまとめ P15の3の設問を考え、記入する。	グループ協議を基に、10年経験者として対応しなければならないことを自分が選んだ立場でまとめさせる。各自のまとめを5～6名に発表させる。その際、C～E教諭の立場の考えをそれぞれ選ぶようにする。
15分	7 指導・助言	全校での指導体制を整え学校として対応するための主なポイント（P17 3参照）やそれぞれの立場での対応しなければならないポイント（ ）（P17 2参照）を基に指導・助言する。
2分	8 事務連絡	

2 C～E教諭のそれぞれの立場での課題()と対応しなければならないポイント()

共通課題	管理職への報告を行っていない。 いじめられている児童をどのように守るかという配慮が、どの教員にもなかったし論議もされていない。	管理職への報告を徹底し、その場だけの対応ではなく学校の組織として、いつまでに誰がどう調べるか等、具体的に対応できるようにする。 学校全体として、いじめられている児童を徹底して守るという意識をもつとともに、指導体制を確立する。
生活指導主任 C教諭	いじめの情報があつた時に、いじめているAから担任のE教諭を通して聞き出そうとしたり、Bの学年の学年主任に連絡しないまま、いじめられているBの担任の教諭に聞き取りを依頼したりした。	いじめた側、いじめられた側の双方から学年体制で聞き取りを行い、いじめの情報を整理し、事実を的確に把握する必要がある。
学年主任 D教諭	事実確認を担当のE教諭と一緒にすることをせず、聞き取りを頼んだまま状況を把握していない。	学年の情報は、学年主任に報告することを徹底する。また、生活指導主任や双方の学年主任が中心となり善後策を協議し、事実確認をするときは、担任と共に対応する。
学級担任 E教諭	いじめの事実が明らかになったが、この後すぐに学級担任同士だけで情報のやり取りを行った。さらに、学年主任等と善後策の検討をしないまま、一人でいじめられているAの指導を行った。	学年に関することは、学年主任に報告する。互いの学年が情報の交換を行い、指導体制を組んで今後の指導の方法や手順を協議し、組織として対応する。

3 全校での指導体制を整え学校として対応するための主なポイント

<p>校長を中心とした指導体制を確立して適切な対応策をとる。</p> <p>いじめではないかという報告があつた場合は、校長の指示のもと、学年、生活指導部、教育相談担当等による事実の把握、今後の対応方針の検討、指導にかかわる学年や教職員の役割分担等の明確化、教職員間の連絡・調整等、早急に解決を図ることができるよう、組織的な対応に努める。訴えや情報に適切に対応することへの共通理解を図る。</p> <p>いじめは、様々な人からの訴えや情報があつて発見されることが多い。校長、副校長、主幹、生活指導主任等が中心となり、すべての教職員が児童・生徒を支援していくという共通理解を図る。教職員間の緊密な連携を図る。</p> <p>いじめは、どの学校・学級、児童・生徒にも起こり得るものとして情報交換を密にし、学年の児童・生徒に対する共通理解を図ったり、他学年などには、様々な機会に取組み内容を報告したりする等、日ごろから連携・協力を努める。</p> <p>学校としていじめ問題の解決にあたる。</p> <p>教員は、すべての学年の児童・生徒に対して指導の責任をもつという意識が必要である。一つの学年にいじめ問題が起きた時にも、学校として組織的にその問題に取り組むように、校長を中心として教職員が協力体制を整え、適切に対応していく。</p> <p>いじめは重大な人権侵害であるという認識を徹底させる適切な指導を行う。</p> <p>いじめは人間として絶対に許されない基本的人権の侵害であるということを教職員、児童・生徒、保護者に認識させるとともに、いじめは絶対に許さないという毅然とした態度を示す。</p> <p>報告・連絡・相談を徹底する。</p> <p>児童・生徒の様子で気になることがあつたり、問題が起こったりしたときには、自分一人で解決しようとせず、学年主任や生活指導主任に報告する等、組織的に対応しながらよりよい解決策を見いだせるようにする。</p>
--

4 研修資料活用上の留意点

- (1) 組織的に対応することが、いじめ防止につながることを指導・助言する。(参考資料5「いじめ防止のための資料」(P65)参照)
- (2) 組織的な指導体制を考える上では、個人情報共有等における人権上の配慮が必要である。

主幹用 事例問題

- 1 次のいじめの事例を読み、主幹としていじめの未然防止に向けてのポイントについて考えてください。

【いじめのとりえ方が教員同士で一致していない事例】

Aは2学期になってから腹痛や気分の悪さを訴えて、保健室に何度か来ている。B養護教諭がそれとなくAに家庭の様子や友人関係について話を聞いたところ「夏休みに家族旅行と重なって部活の練習に出られなかったことから、その罰としてジュースなどを買いに行かされる。」と語った。B養護教諭の「いじめられているのかな。」という問いには、「いじめられていない。」とAは答えた。

しかし、B養護教諭はAがいじめられているのではないかと心配になり、担任のC教諭とAについて話し合いをもった。C教諭は、「Aは、このところ体調を崩しているかもしれないけれど、部活動にはほとんど休まずに参加している。普段、学級の中でも部活動の仲間と一緒にふざけたりしている。仲間内で多少のトラブルはあるかもしれないが、いじめられているということは絶対にはないと思いますよ。」と、B養護教諭の心配を否定した。

B養護教諭は、Aのことが気になり生活指導主任のD教諭に相談した。そこで、D教諭は、C教諭に、Aから事情を聞いてほしいと伝えた。

企画調整会議の中で、部活動でいじめられている子どもがいるらしいという報告があり、E主幹(教務担当)が初めてAの情報を知った。

「部活動」については、小学校では放課後の活動等に読みかえてください。

事例は、「いじめ問題」研究報告書 - いじめの心理と構造をふまえた解決の方策 -

(東京都立教育研究所 平成10年3月発行)を参考に作成した。

2 この事例で、いじめのとらえ方が一致していない原因について考えてください。

--

3 この事例のE主幹として、いじめの未然防止に向けて何をどのように対応しますか。主幹の4機能で考え具体的に記入してください。

副校長の補佐	【自分の考え】
	【他の考え】
調整機能	【自分の考え】
	【他の考え】
人材育成	【自分の考え】
	【他の考え】
監督機能	【自分の考え】
	【他の考え】

4 今後、自校で取り組んでいこうと思うことを書いてください。また、いじめの定義をまとめてください。

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 5px;">【いじめの定義】</td> </tr> </table>	【いじめの定義】
【いじめの定義】	

主幹用研修運営資料

1 いじめ問題の解決に関する研修会について

(1) 研修の目的

主幹として、いじめの未然防止に向けての対応策を主幹の4機能で考え、自校の指導体制を見直し、改善していく方法を考える。

事例を通して「いじめの定義」について理解する。

(2) 研修の方法 ブレインストーミング

(3) 研修の対象 主に主幹

(4) 研修の時間 約90分

(5) 研修の展開例

時間	研修内容	運営上の留意点
3分	1 研修内容の連絡	研修の目的（P20 1-(1)参照）を説明する。 主幹として、いじめの未然防止の体制を確立するためのポイントを研修し、所属校に還元していくことを伝える。
10分	2 事例の課題検討（各自） P19の2の設問を考え、記入する。	事例を読み、設問2に記入させ、2～3名に発表させる。 いじめのとらえ方が一致していない原因の例（P21 2参照）を基に、事例の課題を解説する。
10分	3 事例検討1（各自） P19の3の設問を考え、記入する。	事例の学校の主幹であるという想定で、いじめの未然防止に向けて何をどのように対応すべきかを、主幹の4機能に分けて各項目の上の欄（P19 3参照）に記入させる。 必要に応じて、未然防止の主なポイント（P21 3参照）を基に、アドバイスをする。
30分	4 事例検討2（グループ） （ブレインストーミング 4名1グループ） P19の3にメモをする。	各自、主幹としての対応策を根拠を明確にして説明させる。 意見交換をする中でグループとしての考えをまとめる。 同じグループの人の発表を聞きながら、よいと思ったことは各項目の下の欄にメモを取らせる。
20分	5 グループ報告 各グループ3～5分で報告する。	主幹の4機能それぞれについてまとめたことを具体的に報告するよう指示する。
5分	6 研修のまとめ P19の4の設問を考え、記入する。	グループ報告等を基に、自校で取り組んでいこうと思うことを書かせる。
10分	7 指導・助言	指導・助言のポイント（P21 4参照）を基に指導・助言するとともに、いじめの定義について確認し、P19の4にまとめさせる。
2分	8 事務連絡	

2 いじめのとりえ方が一致していない原因の例

教員同士の信頼関係に基づいた情報交換が行われていない。
主観で「いじめであるか否か」を判断し、「いじめであるかも知れない」「いじめに発展するかも知れない」という視点に立って児童・生徒を観察しようとする姿勢が見られない。
いじめの定義について、教員の共通理解が図られていない。

3 未然防止に向けての主なポイント

副校長の補佐	<p>トラブルがあったときの対応の手順を明確にする。 気になる児童・生徒がいる場合は、その状況を校長や副校長に報告するとともに、全教職員で情報を共有する。 PTAや地域の関係機関等とともにいじめの問題について協議する機会を設け、いじめ問題の解決に向けて地域ぐるみの対策を進める。</p>
教諭等との調整機能	<p>いじめに関する情報が入ったときには、自分だけで判断せずに、学年主任や生活指導主任等、関係各所に連絡し、組織的に対応する体制を作る。 誰もが相談しやすい環境を整えておく。 保健室や担任以外の授業の様子を把握する。 保健室との連絡体制が取れるようにする。 いじめは人間として絶対許されないという認識を全校に徹底する。 保護者会を開催して、いじめに関する情報を収集し、いじめの解消及び防止について協力を要請する。</p>
人材育成	<p>いじめはどの学校・学級、児童・生徒にも起こり得るという認識をもち、いじめの定義などについての研修会を企画立案し、学校全体の問題として意識を高める。 道徳や学級活動で、いじめにかかわる問題を取り上げた研究授業や協議会を企画・実施し全教職員で学び合う。</p>
監督機能	<p>定期的に質問紙法やチェックリストを活用して、全校の児童・生徒の様子や指導の状況を確認する体制を作る。 教育相談体制を整え、活動状況を定期的に報告させる。 対策等がマンネリ化しないよう、常に見直し工夫・改善を図ることができるように組織的対応をさせる。</p>

4 指導・助言のポイント

児童・生徒の変化や生活の様子等を日ごろから校長や副校長に伝えるとともに、いじめ問題の全校的な対応を充実させるために、指導体制の組織化を図る。(補佐)
教職員間の情報交換が促進するような機会を設け、スムーズな情報伝達ができる体制を整えるとともに、自らすすんで話したり聞いたりする姿勢を表し、相談しやすい環境づくりに努める。(調整)
教職員のいじめに対する考え方や対応の仕方の共通理解を図るために、いじめ問題に関する研修会を計画的に実施するとともに、状況に応じて随時研修会等を開催する。(人材育成)
生活指導部の中でいじめの問題に対して中心となって取組みを考える分掌を設置する等、学校全体で取り組める体制を作り、教職員全体の意識を高める。(監督)

いじめの定義「自分より弱いものに対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」とされているが、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことに留意する必要がある。

(「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」文部科学省 平成18年10月)

5 研修資料活用上の留意点

- (1) 事例や研修方法については、各校種で実態に応じて活用し、指導の改善に生かすことができるようにする。
- (2) 参考資料7「いじめの問題への取組についてチェックポイント<主幹用>」(P70参照)を活用することも一つの有効な方法である。
- (3) いじめの定義については、現在、文部科学省で見直しを進めている。参考資料9「いじめの定義の見直しについて」(P75)を基に、情報提供する。

管理職用 事例問題

- 1 次の事例を読み、学校は、いじめ予防と再発防止に向けてどのように指導体制を改善すればよいか考えてください。

【教員が個人で解決を図ろうとする事例】

1 学期にAに対して、同級生5名によるいじめが起きた。言葉によるからかいに始まり、ノートへ落書きをしたり靴を隠したりと次第にいじめはエスカレートしていった。

そして、Aの保護者から、担任のB教諭に電話でいじめの訴えがあったが、その時、このいじめの事実をつかんでいなかった。そばで電話のやり取りを聞いていた同学年の学年主任のC教諭は、電話が終わった後、B教諭に「何があったのか。」と尋ねた。しかし、B教諭は「Aの保護者から苦情を言われてしまった。」と言うだけで、詳しい内容は話さなかった。

B教諭は、学級経営には自信をもっていたので、翌日、Aからいじめの事実を聞き取り、その後、いじめに関係した5名を指導して、いじめは一時的に解消したかのように見えた。

2 学期になってAは学校を欠席しがちになった。そして、Aの保護者から「いじめはまだ続いているので、登校できない。B教諭の指導の仕方に問題がある。できればB教諭ではなく、教育相談の専門家と相談し、対応してもらいたい。」と校長に訴えてきた。

事例は、「いじめ問題」研究報告書 - いじめの心理と構造をふまえた解決の方策 -
(東京都立教育研究所 平成10年3月発行)を参考に作成した。

2 事例を読み、組織的な対応において課題と考えられることを記入してください。

* マスに、一つの課題を書いてください。

課題	課題	課題
課題	課題	課題

3 管理職として、上記に挙げられた組織的な対応における課題について、どのように改善を図るのか具体的に考えてください。

* () に、上記で挙げられた課題の番号を記入してください。

* マスに、一つの改善策を書いてください。

課題 () についての改善策	課題 () についての改善策	課題 () についての改善策
課題 () についての改善策	課題 () についての改善策	課題 () についての改善策
課題 () についての改善策	課題 () についての改善策	課題 () についての改善策

4 組織的に対応するポイント (研修の最後にまとめます。)

管理職用研修運営資料

1 いじめ問題の解決に関する研修会について

(1) 研修の目的

いじめはどの学級、どの学校にも起こり得るということを、すべての教職員が共通に認識し、いじめ問題に対して学校として組織的な対応ができるようにすることの必要性を理解する。

いじめ防止という視点から、一人一人の教職員の意識改革とともに、自校の指導体制を見直し、改善していく方法を事例を基に考える。

(2) 研修の方法 グループ協議

(3) 研修の対象 主に管理職

(4) 研修の時間 約 90 分

(5) 研修の展開例

時間	研修内容	運営上の留意点
3分	1 研修内容の連絡	研修の目的 (P24 1-(1) 参照) を説明する。 これからの自校の指導体制づくりに生かすことを確認する。 自校の指導体制を振り返り、教職員一人一人の意識改革を図ることを伝える。
10分	2 事例検討 (各自) (1) P23 の 2 の設問を考え記入する。 (2) P23 の 3 の設問を考え記入する。	事例における課題をとらえながら考えるようにする。 自校の指導体制を振り返りながら考えるようにする。 改善策を具体的に書くようにする。
35分	3 グループ協議 2 の事例検討で考えた内容をグループで報告する。	5～6人程度のグループを編成し、各自の考えを報告するとともに、グループ内で改善策をまとめる。 付せん紙を活用し、課題や改善策を分類しながらまとめていくと、視点がしぼれる。
25分	4 グループ報告	各グループ3分程度の報告を行う。(8グループ) 改善策について具体的に報告する。
15分	5 指導・助言 P23 の 4 の設問を考え記入する。	グループ報告を基に、協議をすることも考えられる。 P25 の 2・3・4 を基に指導・助言する。 研修の最後に、組織的に対応するポイントをまとめるようにする。(P23 4 に記入させる。)
2分	6 事務連絡	

2 事例における組織的な対応についての課題

管理職（校長・副校長）への報告・連絡・相談が図られていない。
いじめ発生と保護者からの訴えについて、担任一人に対応をした。
専門的な助言も受けず担任一人で行った一時的な対応であったので、結果としていじめが継続した。

3 組織的な対応を図るための具体的な改善策

* 「校内指導体制の確立」「保護者への対応」「他機関との連携」の3観点から整理した例

校内指導体制の確立	保護者への対応	他機関との連携
<p>組織的な対応を図るため、企画調整会議において副校長、主幹、主任に事実を伝えるとともに、校内研修会等を行い、教職員の率直な意見交換を実施する。</p> <p>「いじめ問題対策委員会」等を組織し、対策を協議できるような指導体制に整備する。スクールカウンセラーと連携し指導する。</p>	<p>担任等と共に家庭訪問をし、保護者へ対応について説明する。</p> <p>P T A 組織への協力を要請する。</p>	<p>教育委員会に相談し、教育センターの職員やカウンセラーの派遣を要請し、専門的な相談や対応ができるようにする。</p> <p>子ども家庭支援センターや児童相談所、警察等に協力を要請したり、学校便りを配布したりするなど、日ごろからの連携を充実させ、地域からの情報を得やすくする。</p>

4 組織的に対応するためのポイント

一つのいじめを契機に、校長として指導体制を見直す。
全教職員に状況が的確に伝わり、具体的な対応策を講ずることのできる指導体制をつくる。
教職員の意識を改革する。
学校のすべての教職員が、すべての児童・生徒のいじめ問題に対してかかわっていくという意識をもつとともに、いじめ問題に対して毅然とした態度で臨むようにする。複数の教職員で児童・生徒の変化をとらえる。
複数の教職員が、様々な視点から児童・生徒を見て、気付いたどんな小さな変化でも情報交換できるようにする。
現在ある組織の活性化を図る。
自校の課題を的確に把握し、職員会議や校内研修会で指示するなど、組織の活性化を図る。
いじめが発生したときは、直ちに関係教職員による組織をつくり、対応する。
児童・生徒や保護者に対して組織を生かした丁寧な対応をし、学校への信頼がより一層高まるように努める。
P T A や地域の人々とともにいじめ問題を考える。
「いじめ問題対策委員会」等に P T A の役員や地域の代表を加え、関係者が一体となって対応する。

5 研修資料活用上の留意点

- (1) 事例や研修方法については、各校種で実態に応じて活用し、指導の改善に生かすことができる。
- (2) 事例に関連した具体的な事例や資料を扱う場合、児童・生徒の個人情報の保護や人権に配慮した運営を行う。

管理職用 事例問題

- 1 次のいじめ問題に対して改善に向かう事例を読み、どのように校内体制を改善すればよいか確認します。

【校長を中心に改善に向けて組織的な対応をしている事例】

1 学期にいじめ問題が発生し、いじめを受けた子どもの担任であるA教諭は、いじめた子どもの指導を行った。一時的にいじめは解消したものの、いじめは継続し、いじめを受けた子どもは学校を欠席しがちになった。そして、いじめられた子どもの保護者が、学校の指導に対し、激しく抗議してきた。A教諭は困惑していた。

2 学期末になっても状況が改善されないため、B校長は、A教諭を校長室へ呼び、指導に対する労をねぎらい、校長としても一緒にかかわっていくことを話した。さらに、校内研修会の事例研究で取り上げ、他の教員からいろいろな意見を聞いてみてはどうかと勧めた。A教諭も承諾したので、今回の事例について校内研修会で生活指導の事例研究を行うことを企画調整会議に指示した。事例研究では、「もっと家庭と連携する方法はないか。」「担任同士もっと協力し合って解決していくにはどうしたらよいか。」等、教員の本音が次々出てきた。校長は、今までとは違う教員の熱意を感じ、学校として組織を挙げて対応することが重要だと考えた。まず、A教諭を含め、校長・副校長、主幹、生活指導主任、養護教諭で「いじめ問題対策委員会」を組織した。そして、保護者への対応は、A教諭が副校長とともに行うこと、また、いじめられた子どもが登校できるように、主幹、当該学年主任をはじめ、他の学年に所属する教員と協議して対策を考えていくことなどを取り決めた。

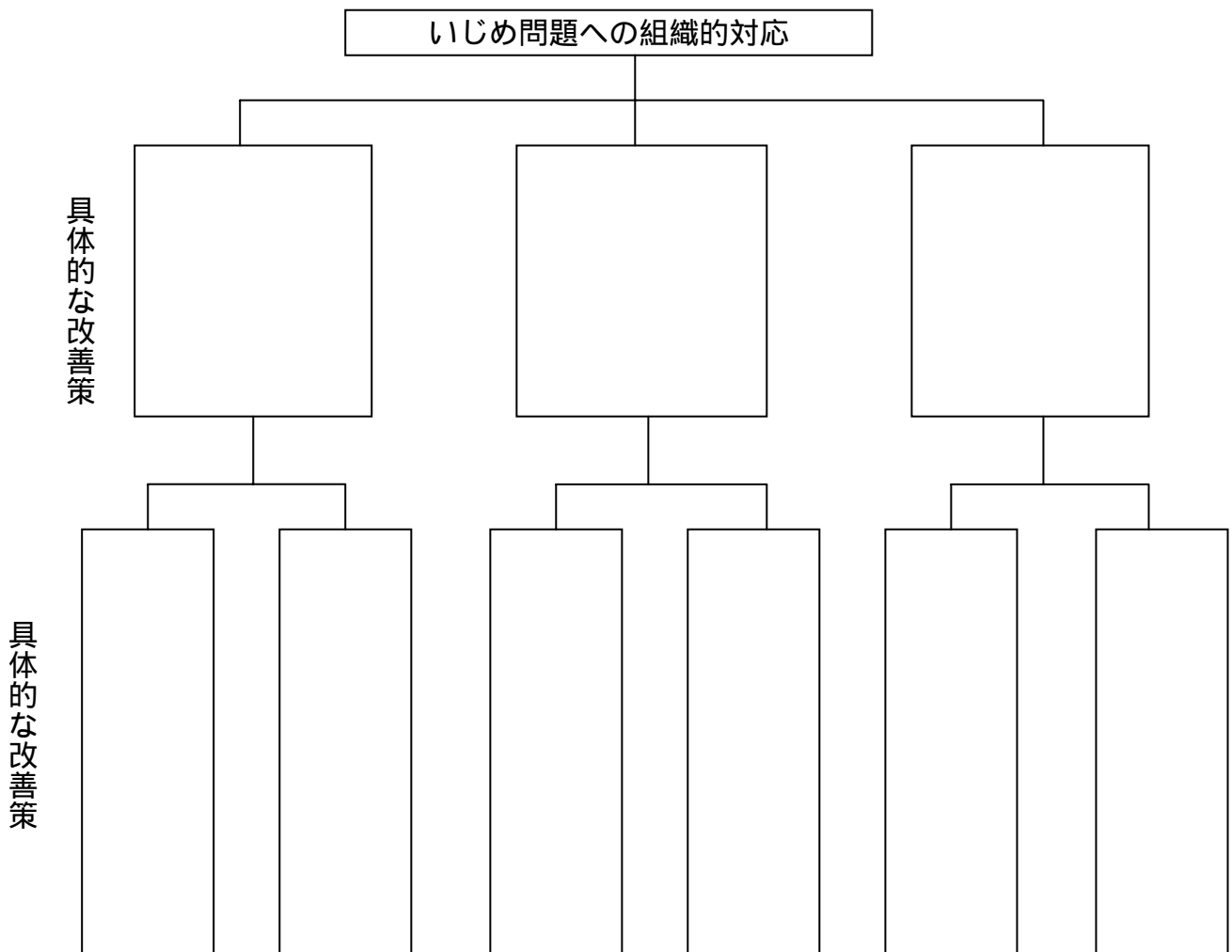
3 学期の学校評価では、次年度の学校組織の見直しやいじめ問題への組織的な取組みについての具体的な提案も出てきた。

事例は、「いじめ問題」研究報告書 - いじめの心理と構造をふまえた解決の方策 -
(東京都立教育研究所 平成10年3月発行)を参考に作成した。

2 事例（いじめ問題が改善に向かう事例）における、校長が行った課題の改善策のポイントを挙げてください。

3 事例のポイントを参考にしながら、所属校でいじめ問題が起こった際、組織的な対応をするための具体的な改善策を「ロジック・ツリー」でまとめてください。

* に具体的な改善策を記入し、次に を基に更なる具体的な改善策 を記入します。（ は の目的になります。）



管理職用研修運営資料

1 いじめ問題の解決に関する研修会について

(1) 研修の目的

いじめはどの学級、どの学校にも起こり得るということを認識し、管理職として、いじめ問題に対しての具体的な改善策を立てることの重要性を成功事例を通して理解する。

いじめ防止という視点から、自校の指導体制を見直し、改善していく方法を具体的に考える。

(2) 研修の方法 ロジック・ツリー

(3) 研修の対象 主に管理職

(4) 研修の時間 約 90 分

(5) 研修の展開例

時間	研修内容	運営上の留意点
3分	1 研修内容の連絡	研修の目的（P28 1-(1)参照）を説明する。 学校として組織的な対応ができるようにすることの重要性を理解する。 自校の指導体制を振り返り、教職員一人一人の意識改革を図ることができるようにすることを伝える。
15分	2 事例検討（各自） P27 の 2 の設問を考え、記入する。	事例における改善策のポイントを考える。 自校の指導体制における課題を振り返りながら考える。
5分	3 指導・助言	事例のポイント（P29 2を参照）を解説し、グループ協議を行う際に参考にすることを伝える。
30分	4 改善策検討（各自） P27 の 3 の具体的な改善策について各自考え記入する。	5～6人程度のグループを編成し、まず、各自の考えをまとめさせる。
	5 グループ協議 各自の考えをグループ内で発表する。	グループ内で、各校の校種や特徴を説明し、組織的に対応するための具体的な改善策について各自発表する。
25分	6 グループ報告	各グループ3分程度の報告を行う。（8グループ） グループ協議で出された主な改善策について報告する。
10分	7 指導・助言	P29 の 3 を基に指導・助言する。
2分	8 事務連絡	

2 事例における校長が行った課題の改善策のポイント

教職員が本音で体験や学校の課題を話すことができた校内研修会

教職員の中には、自分の学級にいじめ問題が起きると、指導力の不足や児童理解の不足と批判されるのではないかという意識をもつことがある。担任が、率直に校内研修会で報告することで、協議が活発に行われるとともに組織的対応を促すことができた。

校長の共感的姿勢

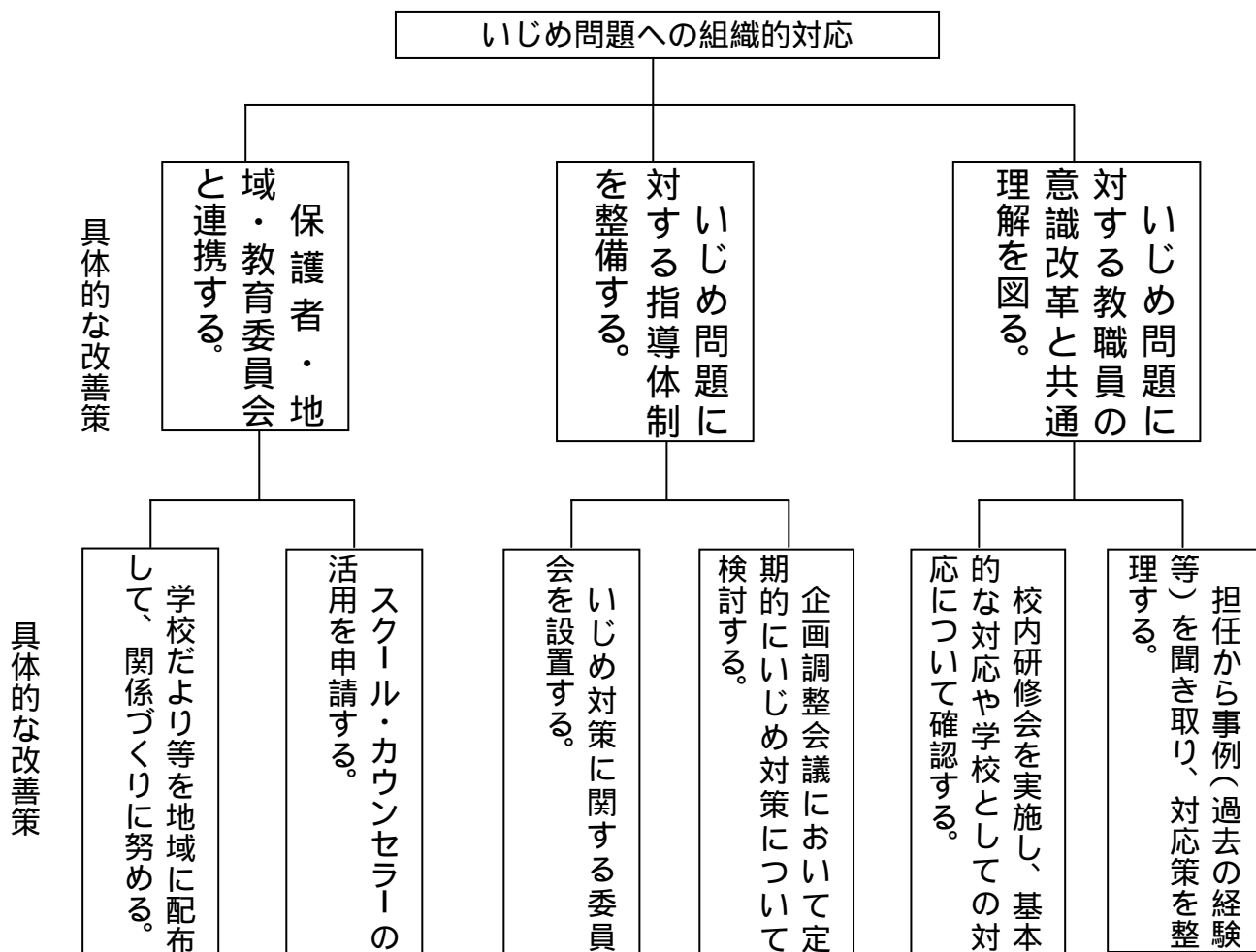
担任の苦悩を共感的に受け止め、その苦悩は他の教職員にも共通するものであることを、教職員に問い掛けることで、担任の不安を軽減することができた。

指導体制の整備

自分の学級であるなしにかかわらず、いじめが起きたと分かれば、だれからでも管理職、主幹、生活指導主任と担任に報告するよう指示し、組織として対応できるような委員会を組織した。

3 所属校における具体的な改善策

所属校で、いじめ問題が起こった際、組織的に対応をするための具体的な改善策を「ロジック・ツリー」でまとめます。(記入例)



4 研修資料活用上の留意点

- (1) 事例や研修方法については、各校種で実態に応じて活用し、指導の改善に生かすことができる。
- (2) 事例に関連した具体的な事例や資料を扱う場合、児童・生徒の個人情報の保護や人権に配慮した運営を行う。

管理職用 事例問題

1 次の事例を読み、学校の組織的取組みについて考えます。

【校内組織や専門機関を活用し対応した事例】

Aは、服装に無頓着であり、持ち物の整理も雑である。また、当番活動でも最後まで友達と一緒にやり通すことができないため、最近、友達から悪口を言われ、いじめられるようになっていた。

ある日、Aの保護者から「Aは、軽度発達障害があるのではないか。」「友達とのかかわりが、最近、特に心配である。いじめを受けているのではないか。」と、相談があった。

担任は、副校長、特別支援教育コーディネーターに相談し、アドバイスをもらった。

そして、Aの保護者に、「目印やマークを付けたり、具体物を使ったりするなど、本人が分かりやすい工夫を学級でもしていく。」「友達との関係についてもソーシャルスキル・トレーニングを行い、改善を図る。」「教育相談センターで、専門的な相談を受けることができる。」と、伝えた。

その後、保護者の申し出で、教育相談センターで相談を受けることとなった。担任も保護者の同意を得て、教育相談センターの相談員と連携し、あらためてAの指導について見直すこととなった。

現在、Aの気になる行動やいじめに関する問題について、改善が図られてきており、今後、主幹、特別支援教育コーディネーター、担任、保護者、教育相談センター相談員との支援会議を開催するとともに、校内委員会でも定期的に確認することとなった。

事例は、「いじめ問題」研究報告書 - いじめの心理と構造をふまえた解決の方策 -
(東京都立教育研究所 平成10年3月発行)を参考に作成した。

2 事例における課題の改善が図られた組織的な対応のポイントを挙げてください。

--

3 所属校の特徴をSWOT分析の手法を用いて整理してください。

「校内のいじめ防止」及び「軽度発達障害のある児童・生徒への指導」と関連し、所属校の特徴をSWOT分析でまとめてください。

(参考)SWOT分析とは、主にマーケティング戦略や企業戦略立案で使われる分析のフレームワークで、組織の強み(Strength)、弱み(Weakness)、機会(Opportunity)、危機(Threat)の4種類の軸から評価する手法のことです。

	プラス要因	マイナス要因
校内の指導体制	(S:強みとして働く場合) 例)特別支援教育コーディネーター、カウンセラーが十分機能している。	(W:弱みとして働く場合) 例)校内委員会で、いじめ問題に関する対応が、具体的に検討されていない。
外部関係機関等との連携	(O:機会として働く場合) 例)教育委員会及び地域教育センターに専門のカウンセラーがいて、定期的に相談している。	(T:危機として働く場合) 例)地域の専門機関とあまり連携できていない。

4 所属校の特徴を生かした具体的な改善策を検討してください。

管理職として、上記の所属校の特徴をまとめ「校内のいじめ防止」及び「軽度発達障害のある児童・生徒への指導」を充実させるための具体的な改善策について、考えてください。

組織の特徴
課題解決に向けての具体的な改善策

管理職用研修運営資料

1 いじめ問題の解決に関する研修会について

(1) 研修の目的

管理職として、学校の特徴をつかみ、特徴を生かした具体的な改善策を検討する。

いじめ防止・対応と特別支援教育における軽度発達障害のある児童・生徒への対応については、関連があるという認識にたち課題解決にあたる。

(2) 研修の方法 SWOT 分析

(3) 研修の対象 主に管理職

(4) 研修の時間 約 90 分

(5) 研修の展開例

時間	研修内容	運営上の留意点
5 分	1 研修内容の連絡	研修の目的（P32 1-(1)参照）を説明する。 管理職として具体的な改善策を考えることが目的であることを伝える。
10 分	2 事例の検討 P31 の 2 の設問を考え、記入する。	特別支援教育に関する事例であり軽度発達障害と思われる児童・生徒への対応が書かれてあることを説明する。
5 分	3 指導・助言	事例のポイント（P33 2を参照）を解説し、グループ協議を行う際に参考にすることを伝える。
20 分	4 自校の特徴を分析する。 P31 の 3 の設問を考え、記入する。	SWOT 分析を活用し、所属校の特徴を整理する。
	5 具体的な改善案の検討 P31 の 4 の設問を考え、記入する。	具体的な改善策を検討する。 （所属校の特徴をとらえ、具体的に、なにを、だれに、いつ、どのように行うのかを考える。）
30 分	6 グループ協議	5～6人程度のグループを編成し、各校の現状や改善策について SWOT 分析結果を基に、協議する。
15 分	7 グループ協議の発表	
5 分	8 指導・助言	P33 の 3・4 を基に指導・助言する。
	9 事務連絡	

2 事例における課題の改善が図られた組織的な対応のポイント

既存の校内組織の活用
校内委員会、特別支援教育コーディネーターを積極的に活用し対応した。
専門機関との連携
教育相談センター相談員と連携し、専門的な対応を図ることができた。

3 所属校の特徴の整理

学校の特徴をSWOT分析の手法を用いて分析した例

	プラス要因	マイナス要因
校内の指導体制	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育コーディネーターやカウンセラーが機能している。 ・個別相談、指導ができる教室がある。 ・保健室（養護教諭）が、精神的な面で教職員の支援をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題に対するPTA活動が活発でない。 ・校内委員会で、いじめ問題に関する対応が具体的に検討されていない。 ・個別対応をできる教室がない。 ・教職員や保護者が、特別支援教育について理解していない。
外部関係機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会及び地域教育センターに専門のカウンセラーがいて、定期的に相談をしている。 ・学校運営連絡協議会に地域関係者が参加し、協力を得やすい。 ・地域の子ども家庭支援センターや児童相談所と連携ができています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の専門機関とあまり連携できていない。 ・養護学校とのいじめ問題に関する日常的な情報交換等が、あまり行われていない。 ・行事等において地域との交流が行われていない。

4 所属校における方策の具体化

【組織の特徴（例）】

校内の指導体制において、マイナス要因と比較して、プラス要因が多い。
外部機関等との連携において、プラス要因と比較して、マイナス要因が多い。 等

【組織的対応のポイント】

(1) プラス要因の有効活用

校内リソースの活用

・養護教諭や特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等に、校内研修会等において情報提供をさせ、軽度発達障害のある児童・生徒への指導といじめ問題について校内の共通理解を図る。

地域のリソースの活用

・教育委員会や地域教育センター、子ども家庭支援センター等に協力を要請する。

(2) マイナス要因への対応

課題に対して優先順位を付け、対応を図る。

- ・マイナス要因については、課題の優先順位を考え、組織的な解決を図る。
- ・あえてマイナス要因に対しての対策を重視するより、プラス要因を増やすことで、全体的な改善を図る。

【課題解決に向けての具体的な取組み】

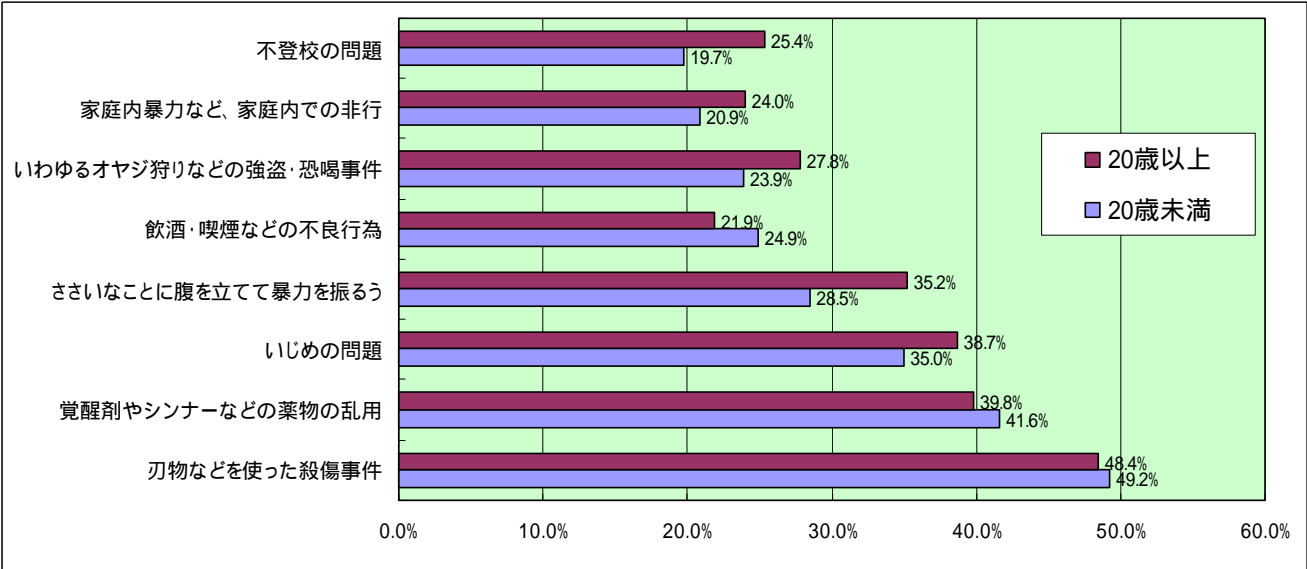
特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会を機能させる。
教職員の研修会（特別支援教育・いじめ等の諸問題）を開催し、共通理解を図る。
保護者に特別支援教育及び学校の諸課題についての説明を行う。
地域のセンター校（特別支援学校）に連絡をとり、今後の連携について協議する。
教育委員会に相談し、スクールカウンセラー等の活用を図る。
子ども家庭支援センター、児童相談所、警察等に情報提供を依頼する。

保護者向け資料

以下の資料を参考にして、いじめ問題について考えます。

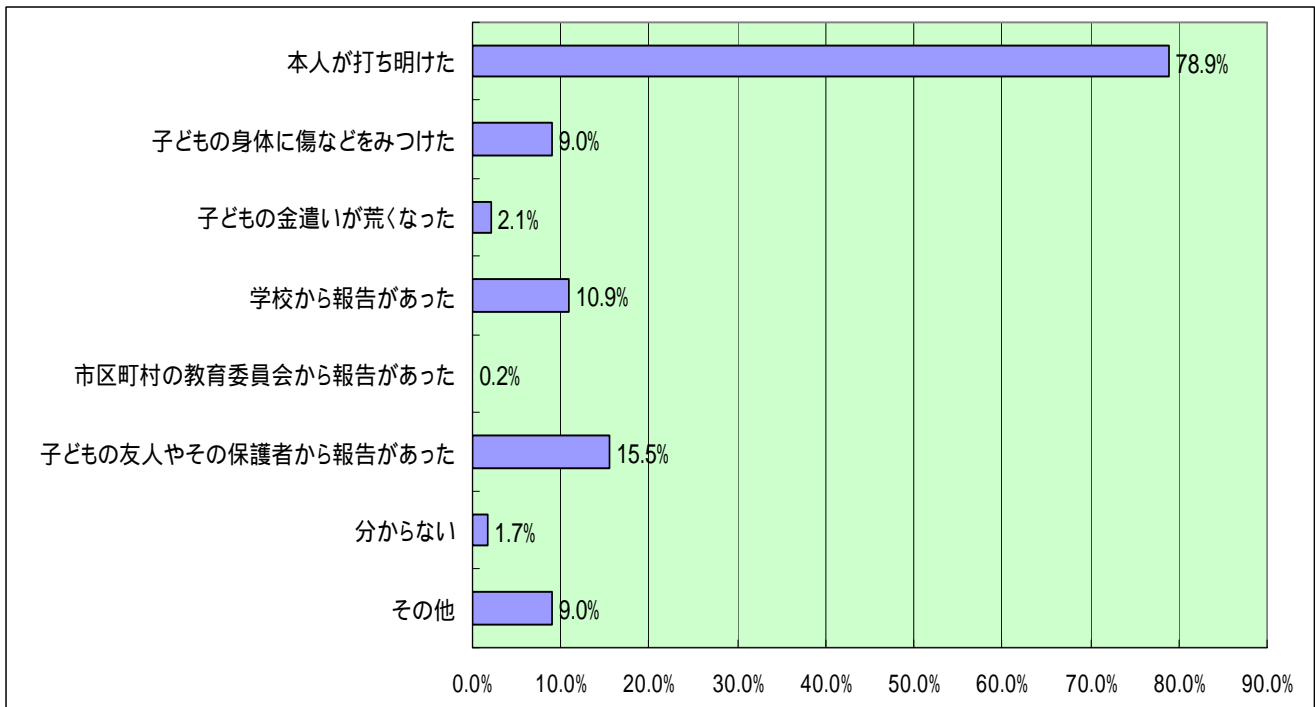
1 社会的にみて問題だと思う少年非行

資料1：社会的にみて問題だと思う少年非行
 「少年非行問題等に関する世論調査（平成13年11月）内閣府大臣官房政府広報室」を基に作成



2 保護者がいじめに気付いたきっかけ

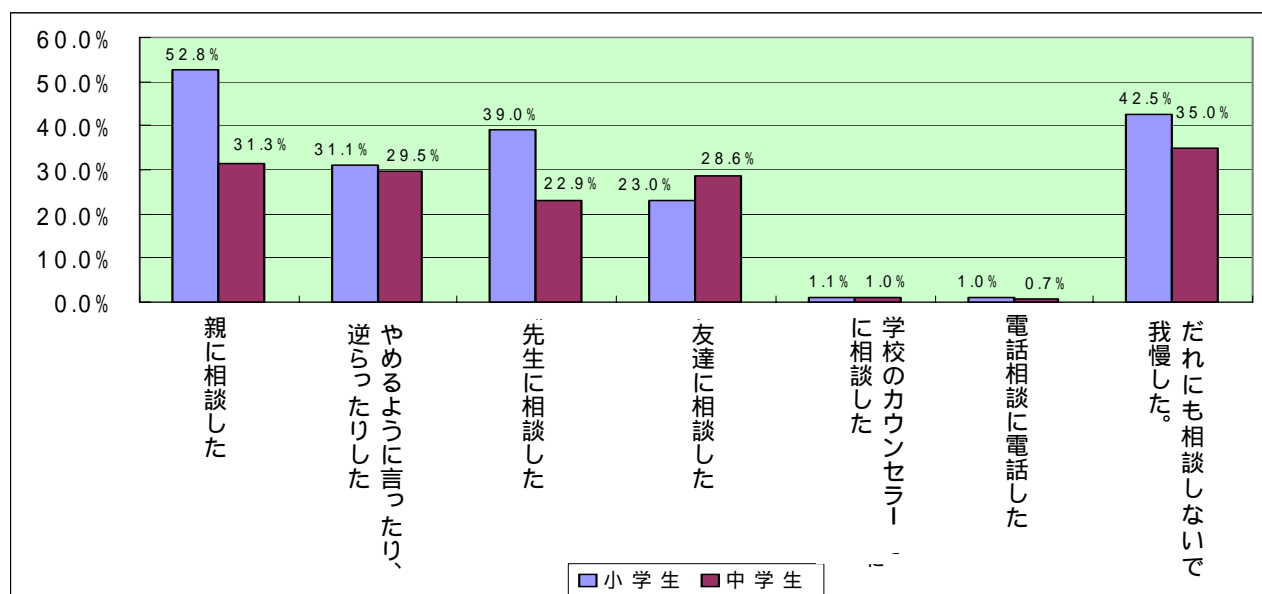
資料2：保護者がいじめに気付いたきっかけ
 「学校制度に関する保護者アンケート（平成18年11月）内閣府」を基に作成



3 いじめられた時の児童・生徒の対応

資料3: いじめられた時の児童・生徒の対応

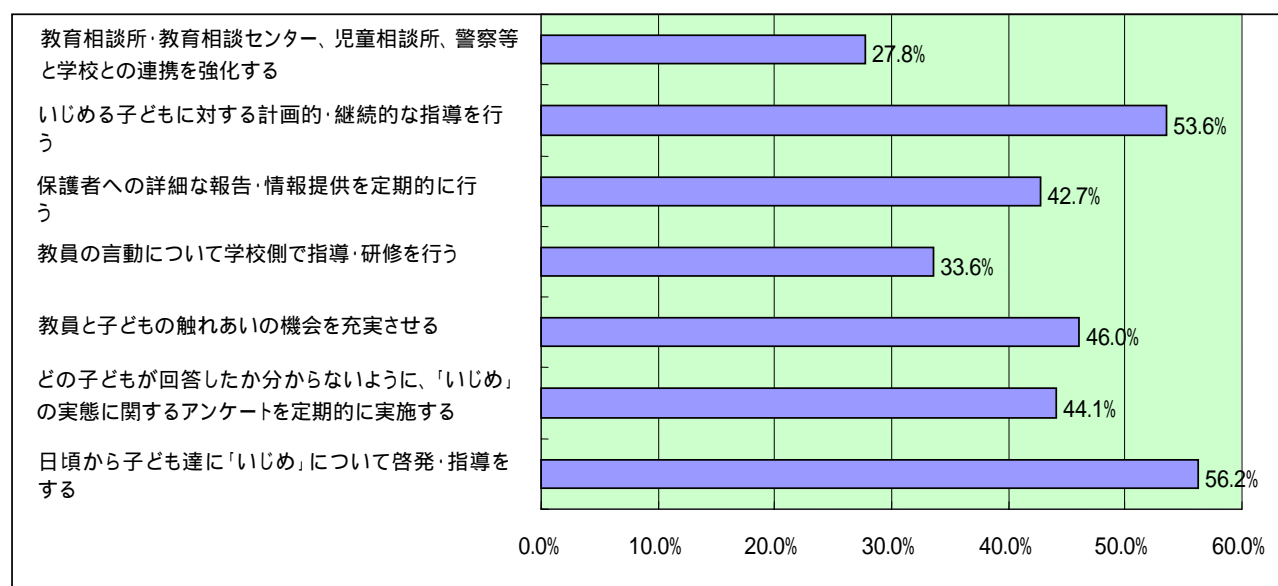
「いじめ・登校拒否・校内暴力問題に関するアンケート調査(平成9年10・11月調査)総務庁行政監察局」を基に作成



4 いじめの予防策として効果があると思われるもの

資料4: いじめの予防策として効果があると思われるもの

「学校制度に関する保護者アンケート(平成18年11月)内閣府」を基に作成



5 いじめの発見のポイント

【いじめの発見のポイント】

家庭の情報から

服を汚してきたり、破いてきたり、傷などがあったりする。

お金の使い方が荒くなる。

不自然な電話がかかってきたり、呼び出されたりする。

妙にまとわりつくようになったり、逆に部屋に閉じこもりがちになったりする。

家族から話しかけられるのを避けたり嫌がったりする。

寝言が多くなったり、うなされたりしている。

人権教育プログラム(学校教育編)平成18年3月東京都教育委員会より

保護者向け研修運営資料

1 いじめ問題の解決に関する研修会について

(1) 研修の目的

いじめは重大な社会問題であり、学校と家庭、地域が連携して解決にあたらなければならないことを理解する。

いじめ問題を解決するには、学校と家庭の連携や早期発見・早期対応が重要であることを理解し、具体的な発見のポイントを知る。

(2) 研修の方法 講義

(3) 研修の対象 主に保護者

(4) 研修の時間 約 35 分

(5) 研修時期 年度当初（４・５月）

(6) 研修の展開例

時間	研修内容	運営上の留意点
3分	1 研修内容の連絡	研修の目的（P36 1-(1)参照）を確認する。 学校と家庭が連携していじめ問題の解決に向けて取り組む重要性を伝える。
5分	2 学校の指導方針の説明	各学校・学級におけるいじめ問題に対する指導方針を伝える。
20分	3 講義 (1)社会的非行といじめの問題を説明する。 (2)保護者が「いじめ」に気付いたきっかけについて説明する。 (3)いじめられた時の児童・生徒の対応について説明する。 (4)いじめの予防策として効果があると思われるものについて説明する。 (5)いじめの発見のポイントを説明する。	講義では、保護者向け資料（P34～P35）を活用する。 各資料の説明については、指導・助言の内容（P37 2参照）を参考にする。 いじめは重大な社会問題であることを確認する。 いじめられた児童・生徒又はいじめを見た児童・生徒は、教員や保護者に相談しており、教員や保護者が早期発見することが重要であることを確認する。 教員と保護者が連携して問題解決にあたることが重要であることを伝える。 いじめの発見のポイント（P35 5参照）を確認する。
5分	4 感想及び情報の交換	感想や情報提供については、保護者に無理強いないようにし、相談があれば、研修終了後、個別に受ける旨を伝える。 家庭と学校の連携が重要であることを強調し、何かあれば学校に連絡するように伝える。
2分	5 事務連絡	

2 指導・助言の内容（参考資料の説明）

(1) 資料1（社会的にみて問題だと思ふ少年非行）について

「少年非行問題等に関する世論調査」によると、「社会的にみて問題だと思ふ少年非行」の第3位にいじめ問題が入っている。いじめ問題は、少年にとっても、大人から見ても、身近で重大な問題としてとらえられている。

(2) 資料2（保護者がいじめに気付いたきっかけ）について

保護者が、いじめに気付いたきっかけとしては、「本人が打ち明けた(78.9%)」「子どもの友人やその保護者から報告があった(15.5%)」「学校から報告があった(10.9%)」の順になっている。いじめを受けた児童・生徒のサインを保護者がしっかりと受け止めることが大切であるとともに、保護者同士及び学校と保護者が連携し、早期発見・対応を行う必要がある。

(3) 資料3（いじめられた時の児童・生徒の対応）について

いじめられた時の対応としては「だれにも相談しないで我慢した（小学生 42.5%、中学生 35.0%）」、「先生に相談した（小学生 39.0%、中学生 22.9%）」、「親に相談した（小学生 52.8%、中学生 31.3%）」である。教員や保護者は、いじめのサインを敏感に察知し、相談を受けた際には、的確に対応することが求められる。

(4) 資料4（いじめの予防策として効果があると思われるもの）について

学校側が対応するいじめの予防策として効果があると保護者が思っているものは、「日頃から子ども達へいじめについての啓発・指導の実施（56.2%）」、「いじめる子どもに対する計画的・継続的な指導の実施(53.6%)」が挙げられた。学校として、これらの内容に家庭・地域等と協力して取り組むことが求められている。

(5) いじめの発見のポイントの確認

家庭と学校で連携して、いじめの早期発見を行うことを確認する。学校でのいじめの発見のポイントもあわせて紹介する。

【人権教育プログラム（学校教育編）p.25 学級経営における人権課題「子ども」の指導参照 東京都教育委員会 平成18年3月】

3 保護者研修会における配慮事項等

(1) 過度な不安等を与えないようにする。

(2) プライバシーや人権上の配慮をした説明や研修運営を行うようにする。

(3) 実際にいじめ問題が発生している状況における研修では、「いじめを受けている児童・生徒の保護者」「いじめをしている児童・生徒の保護者」が存在することを認識し、それぞれに配慮した研修内容にする。

(4) カウンセリング・マインドを意識して説明等を行うようにする。

(5) 情報提供の場であるとともに、情報収集の場でもある。上記(2)(3)(4)について配慮しながら保護者からの情報を得られるようにする。

(6) 保護者へ要求ばかりするのではなく、学校も積極的にかかわっていく姿勢を示し、誤解を受けないように配慮する。

保護者向け研修運営資料

1 いじめ問題の解決に関する研修会について

(1) 研修の目的

ビデオ教材を活用して

いじめ問題への予防的な対応（学校と家庭との連携）について知る。

いじめ問題への具体的な対応（早期発見、いじめを受けている児童・生徒への対応等）について知る。

(2) 研修の方法 ビデオ視聴・講義

(3) 研修の対象 主に保護者

(4) 研修の時間 約 60 分

(5) 研修時期 随時

(6) 研修の展開例

時間	研修内容	運営上の留意点
3分	1 研修内容の連絡	研修の目的（P38 1-(1)）を確認する。 学校と家庭が連携していじめ問題の解決に向けて取り組む重要性を伝える。
5分	2 学校の指導方針の説明	いじめ問題については、学校として組織的に対応することを保護者に伝える。
25～ 30分	3 ビデオ教材の視聴 * ビデオ教材の内容は、以下のものが挙げられる。 学校と家庭・地域が連携して取り組む事例を紹介したビデオ いじめ問題発生の背景や原因等を紹介したビデオ いじめを受けている子どもへの具体的な保護者の対応を紹介したビデオ	研修の目的に応じたビデオ教材を選ぶ。 （参考資料8 東京都教職員研修センター 人権教育資料センター 人権課題「子ども」の内「いじめ」に関する人権教育ビデオ教材一覧（P71～P73）を参考にする。） 【参考になるビデオ（例）】 「いじめへの挑戦-家庭・学校・地域のスクラム-」 「人権啓発ビデオ プレゼント」 「いじめ・親として」
10分	4 感想及び情報の交換	保護者からの情報提供及び相談については、学校は、随時、個別に対応する旨を伝える。
10分	5 研修のまとめ	研修の目的に応じた研修のまとめをする。 （P39の2研修のまとめを参照）
2分	6 事務連絡	

2 研修のまとめ

(1) いじめ問題への予防的な対応（学校と家庭との連携）について知る研修

研修のまとめのポイント

ア いじめは重大な社会問題であり、学校と家庭、地域が連携して解決にあたらなければならない。

イ いじめ解消の重要なポイントは、いじめる側の指導に重点を置くことはもちろん、「見て見ぬふり、知らないふり、自分とは関係ない」などとした、いじめに対する傍観的態度の改善が必要である。保護者も積極的にいじめ問題に関心を示し、かかわることが大切である。

活用できるビデオ教材例

「いじめへの挑戦 - 家庭・学校・地域のスクラム - 」新生映画株式会社

「いじめ ゼロをめざして - 家庭と学校の連携 - 」東映株式会社教育映像部 等

【ビデオ教材の内容】

いじめ防止運動を進めてきたある町の、いじめへの挑戦の歩みやいじめにあった少女のドラマを通して、学校と家庭の連携の重要性を訴えています。

(2) いじめ問題発生の背景や原因等を知り、いじめの早期発見・対応の重要性について知る研修

研修のまとめのポイント

ア いじめは「どこの学校でも、どの子どもにも起こり得る」問題であることを十分に認識する必要がある。

イ 日ごろから、児童・生徒等が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めることが重要である。

活用できるビデオ教材例

「人権啓発ビデオ プレゼント」(財)人権教育啓発推進センター 等

【ビデオ教材の内容】

誕生会のプレゼントをきっかけに起こったいじめの問題を分かりやすく描いています。

(3) いじめを受けている子どもへの保護者としての対応について知る研修

研修のまとめのポイント

ア いじめを受けている子どもに対して、保護者（及び学校）は、徹底して守り通すという姿勢を示すことが重要である。

イ 情報収集等を通じ、事実関係の把握を学校等と連携して正確に行う。

活用できるビデオ教材例

「いじめ・親として」東映株式会社 教育映像部 等

【ビデオ教材の内容】

上履きのまま帰宅した娘の様子をみて、いじめを受けていることに保護者は気付きます。わが子がいじめにあった時、保護者はどうしたらよいか、その基本的な姿勢を示唆しています。

3 人権教育資料センターの人権教育ビデオの貸し出しについて

東京都教職員研修センター人権教育資料センターには、いじめ問題を扱っているビデオが44本所蔵されています。道徳授業地区公開講座や保護者会での視聴も有効です。

ぜひ、御活用ください。(参考資料8 P71～P73)

お問い合わせ：東京都教職員研修センター研修部教育開発課人権教育担当 03-5802-0306

保護者向け資料

1 次の事例を読み、子どものサインの受け止め方について考えます。

Aは、いつも活発で学校の様子や友達との会話などを家庭でよく話していた。しかし、二学期の中ごろから急に元気をなくしたように見え、学校の話をもとんどしなくなった。

保護者が担任のB教諭に相談したところ、B教諭は、「私も心配し、他の教諭とも情報交換しながら対応を考えている。『職員室の前に一人であるAを見かけた。声をかけたが、何も言わず離れていってしまった。』『最近、クラブに遅れてきたり早めに帰ってしまったりすることがあった。』などという話を聞いている。」と話した。そして、学校と家庭で様子を見ながら状況を連絡し合い、Aを支援していくことを確認し合った。

保護者は、それらの行動が、AのSOSのサインではないかと感じた。保護者は、その日のうちにAに声をかけ、「このごろ何だか元気がないね。悩み事があるなら話してごらん。一人で抱え込むとつらくなるよ。」と言ったところ、Aは、「実は携帯電話に『Aのうそつき』というメールが何度も届く。友達が信じられなくなった。もう学校に行くこともやめようと思っていた。」と自分の気持ちを話し始めた。

事例は、学校教育相談推進資料「子どもの心が開くとき 子どもと心が通うとき」
(東京都教育相談センター 平成16年3月発行)を参考に作成した。

2 事例では、保護者はどのようなところから子どものSOSのサインを受け止めることができたのでしょうか。また、家庭では、他にどのようなサインから子どものSOSを受け止めることができるのか考えてください。

3 子どものサインを感じたとき、家庭では次のような取組みができます。各項目を読みながら、確認してください。

	家庭でできる取組み チェック項目	チェック
1	子どもの様子に気を配り、子どもが話しやすい雰囲気をつくりましょう。	
2	今まで仲のよかった子に、それとなく聞いてみましょう。「うちの子、ちょっと気になるんだけど、何か気が付いていることはない？」	
3	担任や養護教諭など、話のしやすい先生に聞いてみましょう。「最近、家なんですけれど、学校での様子で変わったところはありませんか？」「一度、お話をしたいのですが、お時間をいただけますか？」	
4	保護者が心配していることを子どもに伝えましょう。「あなたのところが気になって、私は、心配しているんだけど・・・」	
5	叱るのではなく、子どもの今の気持ちを真剣に聞いてあげましょう。	
6	子どもの友達のことを安易に批判することは避けましょう。	
7	自分の子ども時代の経験や思いを伝えてみましょう。	
8	家族の約束事を一方的に押し付けるのではなく、子どもが決めるように話し合しましょう。	
9	電話だけでなく、担任となるべく会って、話をしましょう。	
10	担任と一緒に考えていきましょう。	
11	担任に保護者が望んでいることを具体的にいくつか伝えましょう。	
12	保護者ができること、学校ができることを具体的にしていきましょう。	

「子どものサイン 30 チェック表」早期対応の基本姿勢 家庭での取組み（東京都教育相談センター）を基に作成した。

保護者向け研修運営資料

1 いじめ問題の解決に関する研修会について

(3) 研修の目的

日ごろから子どもの様子を把握し小さな変化を見逃さないようにするとともに、学校と家庭が連携しながら、いじめにつながる原因を素早く解決できるようにすることの大切さを理解する。

(2) 研修の方法 講義

(3) 研修の対象 主に保護者

(4) 研修の時間 約 40 分

(5) 研修の時期 7月又は長期休業日の前

(6) 研修の展開例

時間	研修内容	運営上の留意点
3分	1 研修内容の連絡	研修の目的（P42 1-(1)参照）を説明する。 保護者向け研修資料（P40）を配布する。 各学校・学級におけるいじめ問題に対する指導方針を伝える。
5分	2 学校の指導方針の説明	
5分	3 事例の検討（各自） P40の事例を読み、子どものサインについて考える。	
10分	4 講義 子どもの様々なサインについて知る。	子どものサイン（P42 2参照）を基に家庭での子どものサインを紹介するとともに、学校がいつでも相談を受け、積極的に協力していくことを伝える。 チェック表（P41）を配布する。 家庭でできる取組み（P43 3参照）を基に1項目ずつ読みながら、保護者と確認していく。 学校でのサインと取組み（P43 4参照）を基に、紹介し、学校と家庭が連携して子どものサインを受け止めていくことを伝える。
5分	5 家庭での取組みを考える。 P41の項目を確認する。	
10分	6 学校の取組みを紹介する。	
2分	7 事務連絡	

2 家庭で受け止めることができる子どものサイン

事例	急に元気をなくし、家庭で学校の話をほとんどしなくなった。 「職員室の前に一人でいる。」「部活に遅れたり早く帰ったりする。」等の様子を聞いた。
その他	電話の相手が今までと変わったり家族に聞かれないように話をしたりする。 帰宅が遅くなる。又は夜間に外出するようになる。 「疲れた。」「先生がいやだ。」「ついていけない。」など学校生活についての訴えが増える。 再三、「外泊をしたい。」と要求するようになる。 朝になると、腹痛や倦怠感など体の不調を訴え、登校を渋るようになる。 保護者や家族との会話がスムーズにいかなくなる。 自宅で食事をとらなくなる。 持ち物が急に増える。 友達の誘いを断ることが多くなる。 家族に対して、やたらに厳しくなる。 「眠れない。」「寝付けない。」と訴えるようになる。 家族に秘密にしたがる。 表情が暗くなる。 家族と視線を合わせない。 生活のリズムが崩れ、昼夜が逆転する。

3 子どものサインに対して家庭でできる取組みとポイント（下線）

子どもの様子に気を配り、子どもが話しやすい雰囲気をつくり、安心させること。
 今まで仲のよかった子に、それとなく聞いて、変化の原因を把握すること。
 担任や養護教諭などに心配なことを相談すること。
 保護者が心配している気持ちを子どもにも伝え、信頼感を与えること。
 叱るのではなく、子どもの今の気持ちを真剣に聞く姿勢をもち、安心させること。
 子どもの友達のことを安易に批判し、解決の糸口を他に向けないようにすること。
 自分の子ども時代の経験や思いを伝え、自信をもてるようにすること。
 家族との約束事は子どもが決めるように話し合い、主体的に行動できるようにすること。
 担任となるべく会って話をし、気持ちや考えを正確に伝えるようにすること。
 一緒に考えていくようにして、一方的な解決方法をとらないようにすること。
 保護者が望んでいることを具体的に伝え、よりよい解決方法を見付けていくこと。
 保護者ができること、学校ができることを具体的にして、協力体制をつくること。

4 学校で受け止められる子どものサインと取組み

学校で受け止められる子どものサインと取組みの例を示したものである。保護者に紹介するとともに、教員自身が日ごろの教育活動の中で意識していくことが大切である。

<p>学校で受け止められる子どものサイン</p>	<p>休日の翌日に欠席することが多い。 欠席理由は風邪だが、ずるずると長引いたり、断続的に繰り返されたりして欠席日数が増える。 特定の教科のある日に欠席する。 遅刻・早退が増える。 授業開始後、一人遅れて教室に入ってくる。 授業中に落ち着きがなくなったり、手いたずらしたりする。 教員と視線を合わせない。 感情まかせの文字や筆圧の弱々しい文字を書く。 休み時間に他の児童・生徒と交わらない。 投げやりな言動、ふざけをする。 職員室の近くにすることが多い。 昼食時、元気なく、一人で食べる。 部活動や委員会に出たがらなかつたり、やめたがつたりする。 友達や先生に対して厳しい態度を示す。 体の不調を訴え、保健室に行くことが多くなる。</p>
<p>学校での取組み</p>	<p>意図的に子どもに声かけをする。 前担任、養護教諭、スクールカウンセラー、専科教員、部活動顧問などから情報を集め、整理する。 保護者に学校での様子を連絡し、必要な場合は、直接会って話をしする。 子どもたちが、学級の中で自己存在感や自信をもてるよう指導を工夫する。 自己理解、自立のための活動を設定し、「生き方」の指導を行う。 学級の間人間関係に気を配り、誰にとっても居場所となる温かい集団づくりに努める。 互いのよさや違いを認め合うことができる活動を準備し、共感的な人間関係や信頼関係を築く。 共同の体験ができる集団活動を重視する。 学級や学校生活の向上を目指す目標を話し合い、自分の学級や学校への誇りを育てる。 学校ができることを具体的にいくつか提案し、保護者と一緒に考えるようにする。</p>

「子どものサイン 30 チェック表（東京都教育相談センター）」を基に作成した。

5 研修資料活用上の留意点

- (1) 参考資料 5 「いじめ防止のための資料」(P 65) の活用もできる。
- (2) 学校も児童・生徒のサインを十分に受け止めていくことを説明し、学校と家庭が協力していくことで早期に児童・生徒の変化をとらえ、より適切に対応できることを伝える。
- (3) 学校は、いつでも保護者の相談を受け、全校体制で児童・生徒の指導にあたる姿勢を示し、安心感を与えるようにする。

参考資料

研修を担当するみなさんへ

本研修資料では、様々な職層及び教職経験に対応した研修や保護者を対象とした研修を紹介している。

研修の対象者やその内容に応じて研修の展開や活用する資料等を工夫することが求められる。

いじめ問題に関する通知や資料については、文部科学省及び東京都教育委員会等から様々なものが出されているので、より充実した研修を実施するためにも是非活用していただきたい。

参考資料 1

1 いじめ問題への取組の徹底について（平成 18 年 10 月 文部科学省）

18 文科初第 711 号
平成 18 年 10 月 19 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
殿

文部科学省初等中等教育局長
銭 谷 眞 美



(印影印刷)

いじめの問題への取組の徹底について（通知）

いじめにより児童生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生していることは、極めて遺憾であります。児童生徒が自らの命を絶つということは、理由の如何を問わずあってはならず、深刻に受け止めているところであります。

これらの事件では、子どもを守るべき学校・教職員の認識や対応に問題がある例や、自殺という最悪の事態に至った後の教育委員会の対応が不適切であった例が見られ、保護者をはじめ国民の信頼を著しく損なっています。

いじめは、決して許されないことであり、また、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものでもあります。現にいま、いじめに苦しんでいる子どもたちのため、また、今回のような事件を二度と繰り返さないためにも、学校教育に携わるすべての関係者一人ひとりが、改めてこの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要があります。また、いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して、対処していくべきものと考えます。

については、各学校及び教育委員会におかれては、別添「いじめの問題への取組についてのチェックポイント」等も参考としつつ、いま一度総点検を実施するとともに、下記の事項に特にご留意の上、いじめへの取組について、更なる徹底を図るようお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

記

1 いじめの早期発見・早期対応について

- (1) いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識すること。

日頃から、児童生徒等が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めること。

スクールカウンセラーの活用などにより、学校等における相談機能を充実し、児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備すること。

- (2) いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要であること。学校内においては、校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨むこと。

- (3) 事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う必要があること。

なお、把握した児童生徒等の個人情報については、その取扱いに十分留意すること。

- (4) いじめの問題については、学校のみで解決することに固執してはならないこと。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図ること。保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取組む姿勢が重要であること。

- (5) 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めること。

実際にいじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であり、事実を隠蔽するような対応は許されないこと。

2 いじめを許さない学校づくりについて

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人一人に徹底すること。特に、いじめる児童生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要であること。

また、いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢

を日頃から示すことが重要であること。

- (2) いじめを許さない学校づくり、学級(ホームルーム)づくりを進める上では、児童生徒一人一人を大切にすることを教職員の意識や、日常的な態度が重要であること。

特に、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないようにすること。

- (3) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、そのときの指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うこと。

3 教育委員会による支援について

教育委員会において、日頃から、学校の実情把握に努め、学校や保護者からいじめの訴えがあった場合には、当該学校への支援や当該保護者への対応に万全を期すこと。

2 問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（平成19年2月 文部科学省）

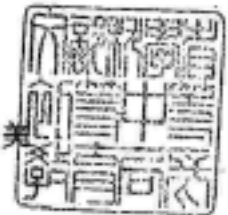
18文科初第1019号

平成19年2月5日

各都道府県教育委員会教育長
 各指定都市教育委員会教育長
 各都道府県知事
 附属学校を置く各国立大学法人学長

文部科学省初等中等教育局長

銭谷 眞 美



(印影印刷)

問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）

いじめ、校内暴力をはじめとした児童生徒の問題行動は、依然として極めて深刻な状況にあります。

いじめにより児童生徒が自らの命を絶つという痛ましい事件が相次いでおり、児童生徒の安心・安全について国民間に不安が広がっています。また、学校での懸命な種々の取組にもかかわらず、対教師あるいは生徒間の暴力行為や施設・設備の毀損・破壊行為等は依然として多数にのぼり、一部の児童生徒による授業妨害等も見られます。

問題行動への対応については、まず第一に未然防止と早期発見・早期対応の取組が重要です。学校は問題を隠すことなく、教職員一体となって対応し、教育委員会は学校が適切に対応できるようサポートする体制を整備することが重要です。また、家庭、特に保護者、地域社会や地方自治体・議会を始め、その他関係機関の理解と協力を得て、地域ぐるみで取り組めるような体制を進めていくことが必要です。

昨年成立した改正教育基本法では、教育の目標の一つとして「生命を尊ぶ」こと、教育の目標を達成するため、学校においては「教育を受ける者が学校生活を営む上で必要な規律を重んずる」ことが明記されました。

いじめの問題への対応では、いじめられる子どもを最後まで守り通すことは、児童生徒の生命・身体の安全を預かる学校としては当然の責務です。同時に、いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導により、いじめは絶対に許されない行為であること、卑怯で恥ずべき行為であることを認識させる必要があります。

さらに、学校の秩序を破壊し、他の児童生徒の学習を妨げる暴力行為に対しては、児童生徒が安心して学べる環境を確保するため、適切な措置を講じることが必要です。

このため、教育委員会及び学校は、問題行動が実際に起こったときには、十分な教育的配慮のもと、現行法制度下において採り得る措置である出席停止や懲戒等の措置も含め、

毅然とした対応をとり、教育現場を安心できるものとしていただきたいと思います。

この目的を達成するため、各教育委員会及び学校は、下記事項に留意の上、問題行動を起こす児童生徒に対し、毅然とした指導を行うようお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導願います。

記

1 生徒指導の充実について

- (1) 学校においては、日常的な指導の中で、児童生徒一人一人を把握し、性向等についての理解を深め、教師と児童生徒との信頼関係を築き、すべての教育活動を通じてきめ細かな指導を行う。また、全教職員が一体となって、児童生徒の様々な悩みを受け止め、積極的に教育相談やカウンセリングを行う。
- (2) 児童生徒の規範意識の醸成のため、各学校は、いじめや暴力行為等に関するきまりや対応の基準を明確化したものを保護者や地域住民等に公表し、理解と協力を得るよう努め、全教職員がこれに基づき一致協力し、一貫した指導を粘り強く行う。
- (3) 問題行動の中でも、特に校内での傷害事件をはじめ、犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ちに警察に通報し、その協力を得て対応する。

2 出席停止制度の活用について

- (1) 出席停止は、懲戒行為ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するために採られる措置であり、各市町村教育委員会及び学校は、このような制度の趣旨を十分理解し、日頃から規範意識を育む指導やきめ細かな教育相談等を粘り強く行う。
- (2) 学校がこのような指導を継続してもなお改善が見られず、いじめや暴力行為など問題行動を繰り返す児童生徒に対し、正常な教育環境を回復するため必要と認める場合には、市町村教育委員会は、出席停止制度の措置を採ることをためらわずに検討する。
- (3) この制度の運用に当たっては、教師や学校が孤立することがないように、校長をはじめ教職員、教育委員会や地域のサポートにより必要な支援がなされるよう十分配慮する。

学校は、当該児童生徒が学校へ円滑に復帰できるよう学習を補完したり、学級担任等が計画的かつ臨機に家庭への訪問を行い、読書等の課題をさせる。

市町村教育委員会は、当該児童生徒に対し出席停止期間中必要な支援がなされるように個別の指導計画を策定するなど、必要な教育的措置を講じる。

都道府県教育委員会は、状況に応じ、指導主事やスクールカウンセラーの派遣、教職員の追加的措置、当該児童生徒を受け入れる機関との連携の促進など、市町村教育委員会や学校をバックアップする。

地域では、警察、児童相談所、保護司、民生・児童委員等の関係機関の協力を得たサポートチームを組織することも有効である。

- (4) その他出席停止制度の運用等については、「出席停止制度の運用の在り方について」(平成13年11月6日付け文部科学省初等中等教育局長通知)による。

3 懲戒・体罰について

- (1) 校長及び教員(以下「教員等」という。)は、教育上必要があると認めるときは、児童生徒に懲戒を加えることができ、懲戒を通じて児童生徒の自己教育力や規範意識の育成を期待することができる。しかし、一時の感情に支配されて、安易な判断のもとで懲戒が行われることがないように留意し、家庭との十分な連携を通じて、日頃から教員等、児童生徒、保護者間での信頼関係を築いておくことが大切である。
- (2) 体罰がどのような行為なのか、児童生徒への懲戒がどの程度まで認められるかについては、機械的に判定することが困難である。また、このことが、ややもすると教員等が自らの指導に自信を持たない状況を生み、実際の指導において過度の萎縮を招いているとの指摘もなされている。ただし、教員等は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合においても、身体に対する侵害(殴る、蹴る等)、肉体的苦痛を与える懲戒(正座・直立等特定の姿勢を長時間保持させる等)である体罰を行ってはならない。体罰による指導により正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあるからである。
- (3) 懲戒権の限界及び体罰の禁止については、これまで「児童懲戒権の限界について」(昭和23年12月22日付け 法務庁法務調査意見長官回答)等が過去に示されており、教育委員会や学校でも、これらを参考として指導を行ってきた。しかし、児童生徒の問題行動は学校のみならず社会問題となっており、学校がこうした問題行動に適切に対応し、生徒指導の一層の充実を図ることができるよう、文部科学省としては、懲戒及び体罰に関する裁判例の動向等も踏まえ、今般、「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」(別紙)を取りまとめた。懲戒・体罰に関する解釈・運用については、今後、この「考え方」によることとする。

(別紙)

学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方

1 体罰について

- (1) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。
- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒(殴る、蹴る等)、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (3) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記(1)の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が必要である。
- (4) 児童生徒に対する有形力(目に見える物理的な力)の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというものではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」としたものの(昭和56年4月1日東京高裁判決)、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたものの(昭和60年2月22日浦和地裁判決)などがある。
- (5) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
 - 放課後等に教室に残留させる(用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる)。
 - 授業中、教室内に起立させる。
 - 学習課題や清掃活動を課す。
 - 学校当番を多く割り当てる。
 - 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。

- (6) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

2 児童生徒を教室外に退去させる等の措置について

- (1) 単に授業に遅刻したこと、授業中学習を怠けたこと等を理由として、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させ、指導を行わないままに放置することは、義務教育における懲戒の手段としては許されない。
- (2) 他方、授業中、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させる場合であっても、当該授業の間、その児童生徒のために当該授業に代わる指導が別途行われるのであれば、懲戒の手段としてこれを行うことは差し支えない。
- (3) また、児童生徒が学習を怠り、喧騒その他の行為により他の児童生徒の学習を妨げるような場合には、他の児童生徒の学習上の妨害を排除し教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させることは懲戒に当たらず、教育上必要な措置として差し支えない。
- (4) さらに、近年児童生徒の間に急速に普及している携帯電話を児童生徒が学校に持ち込み、授業中にメール等を行い、学校の教育活動全体に悪影響を及ぼすような場合、保護者等と連携を図り、一時的にこれを預かり置くことは、教育上必要な措置として差し支えない。

3 出席停止制度の運用の在り方について（平成13年11月 文部科学省）

出席停止制度の運用の在り方について(通知)

平13.11.6 13文科初725 各都道府県教育委員会教育長あて 文部科学省初等
中等教育局長通知

先の第151回国会において成立した「学校教育法の一部を改正する法律」の改正の趣旨及び概要については、既に本年7月11日付け文部科学事務次官通知(文科初第466号)により通知したところであり、公立の小学校及び中学校の出席停止制度に関しては、その一層適切な運用を期するため、要件の明確化、手続に関する規定の整備、出席停止期間中の学習支援等の措置を講ずることを内容とする改善が図られました(第26条関係)。この出席停止に関する改正規定の施行日は、平成14年1月11日となっております。

一方、先般公表した「平成12年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の速報値によれば、暴力行為の発生件数が過去最高となるなど、生徒指導上の諸問題は憂慮すべき状況にあります。

このような状況を踏まえ、文部科学省では、今後の出席停止制度の運用の在り方について、従来の昭和58年12月5日付け文初中第322号「公立の小学校及び中学校における出席停止等の措置について」の内容に関して、法改正を踏まえた所要の見直しを図り、下記のとおり留意点をとりまとめました。ついては、各都道府県におかれては、これに関して十分に御理解いただき、域内の市町村教育委員会等に対して、改正の趣旨について周知を図るとともに、必要に応じて指導、助言又は援助をお願いします。

なお、本通知に関しては、その内容について、内閣府、警察庁、法務省及び厚生労働省と協議済みであり、また、これらの府省庁に対し、それぞれの関係機関等に本通知の内容の周知方を依頼してあることを申し添えます。

記

1 制度の運用の基本的な在り方について

(1) 制度の趣旨・意義

出席停止の制度は、本人に対する懲戒という観点からではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられた制度である。

もとより、学校は児童生徒が安心して学ぶことができる場でなければならず、その生命及び心身の安全を確保することが学校及び教育委員会に課せられた基本的な責務である。こうした責務を果たしていくため、教育委員会においては、今回の法改正の趣旨を踏まえ、定められた要件に基づき、適正な手続を踏みつつ、出席停止制度を一層適切に運用することが必要である。また、出席停止制度の運用に当たっては、他の児童生徒の安全や教育を受ける

権利を保障すると同時に、出席停止の期間において当該児童生徒に対する学習の支援など教育上必要な措置を講ずることが必要である。

(2)市町村教育委員会の権限と責任

出席停止の措置は、国民の就学義務とも関わる重要な措置であることにかんがみ、市町村教育委員会の権限と責任において行われるものとされている。具体的には、出席停止に関し、事前の指導、措置の適用の決定、期間中及び期間後の指導、関係機関との連携等にわたって市町村教育委員会が責任を持って対処する必要がある。特に、今回の法改正では、事前の手续及び出席停止期間中の学習支援等について規定されるなど、制度の運用上、市町村教育委員会が一層適切な役割を果たすことが求められている。

こうしたことを踏まえ、市町村教育委員会において、出席停止を命ずる権限を校長に委任することや、校長の専決によって出席停止を命ずることについては、慎重である必要がある。もとより、校長は、学校の実態を把握し、その安全管理や教育活動について責任を負う立場にあることから、市町村教育委員会が出席停止制度を運用する際には、校長の意見を十分尊重することが望ましい。

(3)事前の指導の在り方

児童生徒の問題行動に対応するためには、日ごろからの生徒指導を充実することが、まずもって必要であり、学校が最大限の努力を行っても解決せず、他の児童生徒の教育が妨げられている場合に、出席停止の措置が講じられることになる。このため、特に次のような点に留意して指導に当たることが大切である。なお、公立の小学校及び中学校については、自宅謹慎、自宅学習等を命ずることは法令上許されておらず、こうした措置は、出席停止の在り方について十分な理解がなされ、適切な運用が行われることによって解消が図られるべきものである。

- ① 各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じ、教職員が一致協力して社会性や規範意識など豊かな人間性を育成する指導を徹底すること。その際、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動を効果的に取り入れること。
- ② 教職員が児童生徒の悩みや不安を受け止め、カウンセリングマインドを持って接するよう努めること。併せてスクールカウンセラーを有効に活用するなど校内の教育相談の充実を図ること。
- ③ 問題行動の兆候を見逃さず、適切な対応を行うとともに、問題行動の発生に際しては、教職員が共通理解の下に毅然とした態度で指導に当たること。暴力行為に及ぶ児童生徒に対し、教職員は、正当防衛としての行為をするなどの対応もあり得ること。体罰については、学校教育法第11条により厳に禁止されているものであること。
- ④ 問題を抱え込むことなく、家庭や地域社会、さらには児童相談所や警察などの関係機関との連携を密にすること。生徒指導の方針や実情について説明責任を果たし、外部の意見を教育活動に適切に反映させること。実情に応じて、サポートチーム(個々の児童生徒の状況に応じ、問題行動の解決に向けて学校、教育委員会及び関係機関等が組織するチーム)など、地域ぐるみの支援体制を整備して指導に当たること。
- ⑤ 深刻な問題行動を起こす児童生徒については、前述の対応や個別の指導・説諭を行うほか、必要と認められる場合には、学校や児童生徒の実態に応じて十分に配慮しつつ、一定期間、校内において他の児童生徒と異なる場所で特別の指導計画を立てて指導すること。さらに、児童生徒に対する指導の過程において、家庭との連携を図り、保護者への適切な

指導・助言・援助を行うこと。

2 要件について

問題行動を起こす児童生徒がある場合、出席停止の適用の判断については、前述の1(1)に示した出席停止制度の趣旨や意義にかんがみ、多くの児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障する観点を重視しつつ、個々の事例に即して具体的かつ客観的に行われなければならない。

出席停止の適用に当たっては、「性行不良」であること、「他の児童生徒の教育に妨げがある」と認められることの二つが基本的な要件となっており、今回の法改正では、法律上の要件を明確化する観点から、「性行不良」に関して、四つの行為類型をそれぞれ各号に掲げ、それらを「一又は二以上を繰り返し行う」ことを例示として規定したものである(第1項)。

第1号は、他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為であり、その例としては、他の児童生徒に対する威嚇、金品の強奪、暴行等が挙げられる。なお、いじめについては、その態様は様々であるが、傷害には至らなくとも一定の限度を超えて心身の苦痛を与える行為に関しては、出席停止の対象とすることがあり得るところであり、いじめられている児童生徒を守るため、適切な対応をとる必要がある。

第2号は、職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為であり、その例としては、職員に対する威嚇、暴言、暴行等が挙げられる。なお、財産上の損失を与える行為については、職員の場合、成人であることを考慮し、児童生徒と異なり本号では規定していない。

第3号は、施設又は設備を損壊する行為であり、その例としては、窓ガラスや机、教育機器などを破壊する行為が挙げられる。

第4号は、授業その他の教育活動の実施を妨げる行為であり、その例としては、授業妨害のほか、騒音の発生、教室への勝手な出入り等が挙げられる。

3 事前の手續について

今回の法改正では、市町村教育委員会が出席停止を命ずる場合の事前の手續として、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならないこととしたところである(第2項)。これらの点を含め、教育委員会規則に基づく慎重な手續の下、出席停止について関係者の理解と協力が得られ、その適切な運用がなされるよう、以下の点に留意する必要がある(教育委員会規則の整備(第3項)に関しては後記6を参照すること)。

(1) 事前の説明等

学校においては、保護者等の全体に対して、生徒指導に関する基本方針等について説明を行う時など適切な機会をとらえて、出席停止制度の趣旨に関する説明を行い、適切な理解を促すことが望ましい。

なお、深刻な問題行動を起こす児童生徒については、個別の指導記録を作成し、問題行動の事実関係や児童生徒及び保護者に対する指導内容等を事実に基づいて記載しておくことが適当である。

(2) 意見の聴取

当該児童生徒による問題行動が繰り返され、市町村教育委員会等において出席停止を講じようとする場合、これを命ずるに先立って、正当な理由なく意見聴取に応じない場合を除

き、当該保護者の意見を聴取しなければならない。意見聴取は、緊急の場合等を除き、保護者と直接対面して行い、今後の指導の方針などの説明を併せて行うことが望ましい。なお、意見聴取は主として保護者からの弁明を聴くものであって、保護者の同意を得ることまでは必要ないが、保護者の監護の下で指導を行うという制度の性質を踏まえ、保護者の理解と協力が得られるよう努めることが望ましい。

当該児童生徒については、平成6年5月20日付け文初高第149号「児童の権利に関する条約」について」に引き続き留意しつつ、出席停止を円滑に措置し、指導を効果的なものとする観点等から、当該児童生徒の意見を聴取する機会を設けることに配慮するものとする。

問題行動の被害者である児童生徒や保護者については、事実関係等を的確に把握するために事情を聴くとともに、事後の対応に関して説明するなど適切に対処することが必要である。また、出席停止の適用について適切な判断を下すとともに、事後の指導を円滑に行う観点から、かねてから当該児童生徒に対する指導に関わってきた関係機関の専門的な職員等の意見を参考とすることも考えられる。

(3) 適用の決定

出席停止の適用の決定は、市町村教育委員会において、教育委員会規則の規定にのっとり、問題行動の態様及び学校の実情を踏まえ、校長の判断を尊重しつつ、保護者等からの意見聴取を行った上で行わなければならない。また、出席停止が、他の児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障するための制度であることを十分に踏まえ、適時に適用を決定することが必要である。

問題行動を起こす児童生徒に対する措置としては、出席停止のほか、児童福祉法や少年法に基づく措置等があり、かねてからの関係機関との連携の下、当該児童生徒の立ち直りのため、望ましい処遇の在り方を検討する必要がある。出席停止を講ずる際には、必要に応じて関係機関への連絡を行うことが適当である。特に問題行動が生命や身体に対する危険をもたらすものである場合、警察の協力を得る等の措置を併せとることが必要である。また、家庭の監護能力に著しく問題があると認められる場合には、児童福祉法に基づいて児童相談所に対して通告等を行い、その協力を求めることが適当である。

出席停止の期間は、出席停止の制度の意義にかんがみ、学校の秩序の回復を第一に考慮し、併せて当該児童生徒の状況、他の児童生徒の心身の安定、保護者の監護等を考慮して、総合的な判断の下に決定する必要がある。期間は、個々の事例により異なるものであるが、出席停止が教育を受ける権利に関わる措置であることから、措置の目的を達成するための必要性を踏まえて、可能な限り短い期間となるよう配慮する必要がある。なお、出席停止期間中の当該児童生徒の状況によっては、決定の手續に準じて、出席停止を解除することができる。

(4) 文書の交付

出席停止を保護者に命ずる際には、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。命令の伝達は文書の手交又は郵送によることとし、口頭のみにより命ずることは認められない。

出席停止を命ずる文書には、理由及び期間のほか、当該児童生徒の氏名、学校名、保護者の氏名、命令者である市町村教育委員会名、命令年月日等について記載することが適当である。また、理由の記載に当たっては、根拠となる法律の条項や要件に該当する事実を明示することが必要である。

出席停止を命ずるに当たっては、市町村教育委員会の教育長等の関係者又は校長や教頭

が立ち会い、保護者及び児童生徒を同席させて、出席停止を命じた趣旨や、個別指導計画の内容など今後の指導の方針について説明する等の配慮をすることが望ましい。

(5)教育委員会の役割と連携

市町村教育委員会は、平素から管下の学校や児童生徒の実態を十分に把握しておき、問題行動を起こす児童生徒への対応に関して学校への指導・助言・援助を行うとともに、出席停止の事前手続に適正を期する必要がある。一方、学校は、問題行動を起こす児童生徒があるときには、市町村教育委員会に対し学校や児童生徒の状況を随時報告する等連絡体制を十分とり、必要な指示や指導を受けながら、対処する必要がある。出席停止の適用を決定する際には、市町村教育委員会において、学校及び関係機関等との連携を図りつつ、出席停止期間中の当該児童生徒に対する個別指導計画を策定することが必要である。

また、市町村教育委員会は、出席停止の要件に該当する深刻な問題行動を起こす児童生徒があるときには、適時に都道府県教育委員会との連携をとりつつ対応することが望ましい。その際、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会あるいは学校の自主性・自律性に配慮しつつ、指導主事やスクールカウンセラー等の派遣、教職員配置の工夫などの措置を通じて支援を行うことが望ましい。

4 期間中の対応について

今回の法改正では、市町村教育委員会が、当該児童生徒の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとするものと定められたところであり(第4項)、出席停止期間中の対応が適切になされるよう、以下の点に留意する必要がある。

(1)市町村教育委員会及び保護者の責務

市町村教育委員会は、出席停止を措置する場合、自らの責任の下、学校の協力を得つつ当該児童生徒に関する個別指導計画を策定し、出席停止の期間における学校あるいは学校外における指導体制を整備して、学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りに努めることが必要である。その際、当該児童生徒の在籍する学校における取組の充実を図るとともに、関係機関との連携を十分視野に入れて、適切に対処することが大切である。

出席停止期間中においては、当該児童生徒に対して保護者が責任を持って指導に当たることが基本であり、出席停止の措置に当たって、市町村教育委員会及び学校が保護者に対し自覚を促し、監護の義務を果たすよう積極的に働きかけることが極めて重要である。このため、市町村教育委員会及び学校は、保護者に対して、事前の手続等において、個別指導計画の内容等について十分に説明し、理解と協力を得るよう努めるとともに、必要に応じ、家庭環境の改善を図るため、関係機関の協力を得て指導や援助(子育て相談を含む)を行うことが適当である。また、家庭の監護に問題がある場合、出席停止期間中、家庭以外の場において当該児童生徒に対する指導を行うことも考えられる。

もとより、出席停止は学校の秩序の回復を図るものであり、市町村教育委員会としては、当該児童生徒への対応のみならず、他の児童生徒に対する正常な教育活動が円滑になされるよう、適切な措置をとることが必要である。

(2)当該児童生徒に対する指導

出席停止の期間においては、当該児童生徒が学校や学級へ円滑に復帰することができるよう、規範意識や社会性、目的意識等を培うこと、学校や学級の一員としての自覚を持たせ

ること、学習面において基礎・基本を補充すること、悩みや葛藤を受け止めて情緒の安定を図ることなどを旨として指導や援助に努めることが必要である。

学校としては、学級担任、生徒指導主事等の教員が計画的かつ臨機に家庭への訪問を行い、反省文、日記、読書その他の課題学習をさせる等適切な方法を探ることとなるが、このほか、家庭の監護に問題がある場合などでは、市町村教育委員会が主導性を発揮し、状況に応じて次のような対応をとることが有効である。

- ① 教育委員会及び学校の職員やスクールカウンセラー等のほか、児童相談所、警察、保護司、民生・児童委員等の関係機関からなるサポートチームを組織し、適切な役割分担の下に児童生徒及び保護者への指導や援助を行うこと
- ② 教育センターや少年自然の家等の社会教育施設などの場を活用して、教科の補充指導、自然体験や生活体験などの体験活動、スポーツ活動、教育相談などのプログラムを提供すること(宿泊を伴う活動を含む)
- ③ 地域の関係機関や施設、ボランティア等の協力を得て、社会奉仕体験や勤労体験・職業体験などの体験活動の機会を提供すること

なお、出席停止期間における当該児童生徒に対する指導については、学校外において行うことが基本であるが、校内での指導を取り入れることが当該児童生徒の立ち直りを図る上で有効であると認める場合には、他の児童生徒の教育の妨げとならない限りにおいて、これを行うこともあり得る。

こうした指導が適切に行われるようにするため、市町村教育委員会は、指導主事を学校等へ派遣して実態の把握と指導・助言に当たるほか、実情に応じて、学校外での指導の場や機会の確保、地域や関係機関等への積極的な働きかけ(協議会の設置など)、サポートチームの運営や当該児童生徒への直接の指導に当たる人材の確保などを行うことが適当である。また、都道府県教育委員会は、市町村教育委員会において適切な措置が十分に講じられるよう、指導主事やスクールカウンセラー等の派遣、教職員定数の加配等の人的措置、教育センターの機能の活用、関係機関への働きかけなどの支援を行うことが望ましい。

家庭の監護能力に著しく問題があると認められるなど児童福祉法に関わる事案については、児童相談所において当該児童生徒に関する調査を行った上で処遇の在り方を検討し、総合的な判断を行うこととなるので、教育委員会及び学校は、平素から児童相談所との連携を密にし、出席停止期間中の指導への協力を求めることが適当である。さらに、出席停止期間において当該児童生徒が深刻な問題行動を起こす場合、教育委員会として、保護者の意向にも配慮しつつ、児童相談所に対して児童福祉法上の対応(例:在宅指導、一時保護、児童福祉施設入所措置等)について検討を要請することも考えられる。

出席停止期間中、当該児童生徒の非行が予想される場合には、警察等との連携を図り、その未然防止に努めることが必要である。

(3)他の児童生徒に対する指導

学校においては、他の児童生徒の動揺を鎮め、校内の秩序を回復するとともに、当該児童生徒が再び登校してきた場合に円滑な受入れができるよう、他の児童生徒に対して友情の尊さを理解させ、協力し合って学校や学級の生活を向上させることが必要であることを認識させる等適切な指導を行う必要がある。また、当該児童生徒の問題行動の被害者である児童生徒の心のケアについて配慮することが大切である。

5 期間後の対応について

(1) 学校復帰後の指導

出席停止の期間終了後においても、学校においては、保護者や関係機関との連携を強めながら、当該児童生徒に対し将来に対する目的意識を持たせるなど、適切な指導を継続していくことが必要である。その際、当該児童生徒や地域の実情に応じて社会奉仕体験や自然体験、勤労体験・職業体験などの体験活動を効果的に取り入れていくことが望ましい。

(2) 指導要録等の取扱い

出席停止の措置を行った場合における当該児童生徒の指導要録の取扱いについては、次の点に留意して、適切に行うことが必要である(平成13年4月27日付け文科初第193号「小学校児童指導要録、中学校生徒指導要録、高等学校生徒指導要録、中等教育学校生徒指導要録並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部児童指導要録、中学部生徒指導要録及び高等部生徒指導要録の改善等について」参照)。

- ① 「出欠の記録」の「出席停止・忌引等の日数」欄に出席停止の期間の日数が含まれ、その他所定の欄(例えば「備考」など)に「出席停止・忌引等の日数」に関する特記事項が記入されることとなること
- ② 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」については、その後の指導において特に配慮を要する点があれば記入することとなること
- ③ 対外的に証明書を作成するに当たっては、単に指導要録の記載事項をそのまま転記することは必ずしも適当でないので、証明の目的に応じて、必要な事項を記載するように注意することが必要であること

6 教育委員会規則の整備等

出席停止の措置は、学校教育法の規定に直接基づいて行うことができるが、今回の法改正では、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は教育委員会規則で定めるものとされたところであり(第3項)、出席停止の適正な運用を図る観点から、その施行日(平成14年1月11日)までに、以下の点に留意して所要の教育委員会規則を整備するなど適切な対応をとる必要がある。規則の整備の在り方としては、市町村立学校管理規則の一部を改正する方法、又は、出席停止の手續に関する規則を新たに制定する方法などが考えられる。

(1) 規定する事項

手續に関する規則の整備に当たっては、出席停止を命ずる主体等に関する基本的な定めのほか、出席停止を命ずる場合、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない旨の規定を設けることが必要である。なお、前記1(2)のとおり、市町村教育委員会の権限と責任において措置を決定し、命令を行うことが望ましいことから、出席停止を命ずる権限を校長に委任することや、校長の専決によって出席停止を命ずることができるように規定することは、慎重である必要がある。

このほか、出席停止の手續に関しては、市町村教育委員会の判断により、例えば以下のような規定を設けることも考えられる。

- ① 保護者からの意見聴取の具体的な方法に関する規定
- ② 当該児童生徒からの意見聴取に関する規定
- ③ 被害者である児童生徒や保護者への対応に関する規定
- ④ 出席停止の期間の設定の在り方に関する規定

- ⑤ 交付文書の記載内容や様式を定める規定
- ⑥ 校長からの意見具申に関する規定
- ⑦ その他出席停止の手続に関する必要な規定

また、これらの手続に関する事項のほか、市町村教育委員会の判断により、出席停止の要件、期間中の支援の在り方などに関する事項について教育委員会規則において規定することもできる。

(2)その他

市町村教育委員会又は学校が、学校教育法及び教育委員会規則の範囲内で、地域や学校の実情に応じ、出席停止制度の運用全般について、より具体的な運用指針や内規を整備することも考えられる。

いじめ問題への緊急提言

—教育関係者、国民に向けて—

平成 18 年 11 月 29 日
教育再生会議有識者委員一同

すべての子どもにとって学校は安心、安全で楽しい場所でなければなりません。保護者にとっても、大切な子どもを預ける学校で、子どもの心身が守られ、笑顔で子どもが学校から帰宅することが、何より重要なことです。学校でいじめが起こらないようにすること、いじめが起こった場合に速やかに解消することの第 1 次的責任は校長、教頭、教員にあります。さらに、各家庭や地域の一人一人が当事者意識を持ち、いじめを解決していく環境を整える責任を負っています。教育再生会議有識者委員一同は、いじめを生む素地をつくらず、いじめを受け、苦しんでいる子どもを救い、さらに、いじめによって子どもが命を絶つという痛ましい事件を何としても食い止めるため、学校のみ任せず、教育委員会の関係者、保護者、地域を含むすべての人々が「社会総がかり」で早急に取り組む必要があると考え、美しい国づくりのために、緊急に以下のことを提言します。

- ①学校は、子どもに対し、いじめは反社会的な行為として絶対許されないことであり、かつ、いじめを見て見ぬふりをする者も加害者であることを徹底して指導する。
～学校に、いじめを訴えやすい場所や仕組みを設けるなどの工夫を～
～徹底的に調査を行い、いじめを絶対に許さない姿勢を学校全体に示す～
- ②学校は、問題を起こす子どもに対して、指導、懲戒の基準を明確にし、毅然とした対応をとる。
～例えば、社会奉仕、個別指導、別教室での教育など、規律を確保するため校内で全教員が一致した対応をとる～
- ③教員は、いじめられている子どもには、守ってくれる人、その子を必要としている人が必ずいるとの指導を徹底する。日頃から、家庭・地域と連携して、子どもを見守り、子どもと触れ合い、子どもに声をかけ、どんな小さなサインも見逃さないようコミュニケーションを図る。いじめ発生時には、子ども、保護者に、学校がとる解決策を伝える。いじめの問題解決に全力で取り組む中、子どもや保護者が希望する場合には、いじめを理由とする転校も制度として認められていることも周知する。

- ④教育委員会は、いじめに関わったり、いじめを放置・助長した教員に、懲戒処分を適用する。

～東京都、神奈川県にならい、全国の教育委員会で検討し、教員の責任を明確に～

- ⑤学校は、いじめがあった場合、事態に応じ、個々の教員のみ委ねるのではなく、校長、教頭、生徒指導担当教員、養護教諭などでチームを作り、学校として解決に当たる。生徒間での話し合いも実施する。教員もクラス・マネジメントを見直し一人一人の子どもとの人間関係を築きなおす。

教育委員会も、いじめ解決のサポートチームを結成し、学校を支援する。教育委員会は、学校をサポートするスキルを高める。

- ⑥学校は、いじめがあった場合、それを隠すことなく、いじめを受けている当事者のプライバシーや二次被害の防止に配慮しつつ、必ず、学校評議員、学校運営協議会、保護者に報告し、家庭や地域と一体となって解決に取り組む。学校と保護者との信頼が重要である。また、問題は小さなうち（泣いていたり、さびしそうにしていたり、けんかをしていたりなど）に芽を摘み、悪化するのを未然に防ぐ。

～いじめが発生するのは悪い学校ではない。いじめを解決するのがいい学校との認識を徹底する。いじめやクラス・マネジメントへの取組みを学校評価、教員評価にも盛り込む。～

- ⑦いじめを生まない素地を作り、いじめの解決を図るには、家庭の責任も重大である。保護者は、子どもにしっかりと向き合わなければならない。日々の生活の中で、ほめる、励ます、叱るなど、親としての責任を果たす。おじいちゃんやおばあちゃん、地域の人たちも子どもたちに声をかけ、子どもの表情や変化を見逃さず、気づいた点を学校に知らせるなどサポートを積極的に行う。子どもたちには「いじめはいけない」「いじめに負けない」というメッセージを伝えよう。

- ⑧いじめ問題については、一過性の対応で終わらせず、教育再生会議としてもさらに真剣に取り組むとともに、政府が一丸となって取り組む。

18教指企第528号
平成18年10月20日

教育庁指導部指導企画課長事務取扱

参事 宮川保之

（公印省略）

いじめの問題への取組の徹底について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局長より別添写（18文科初第711号 平成18年10月19日付）のとおり通知がありました。

生徒のいじめの問題については、かねてより特段の御尽力をいただいているところではありますが、最近、いじめにより児童・生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が起きており、深刻な事態と重く受け止めております。

特に、児童・生徒を守るべき教職員のいじめに対する認識や教育委員会の対応について、さまざまな指摘がなされていることを踏まえ、各学校が教育委員会と連携して、いじめについて総点検を行うとともに、その結果をもとに、自らのいじめ防止を図る取組を一層充実しなければなりません。

東京都においても、過去、いじめにより中学生が自らの命を絶つという大変痛ましい事件が起こったことを受け、二度とこのようなことを起こしてはならないとの認識のもと、いじめの問題解決に向けた取組を推進してきたところであります。

いじめは、決して許されないことであり、また、どの学校でも起こり得るものであります。このため、学校教育に携わるすべての関係者一人一人が改めてこの問題の重大性を認識し、日頃からいじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応しなければなりません。

さらに、各学校においては、いじめの問題を学校のみで解決することなく、いじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、解決に向けて徹底した対応を行う必要があります。

貴職におかれましては、このような状況を踏まえ、教職員に対してこの趣旨等について周知し、いじめの未然防止の取組の充実及びいじめの早期発見・早期対応がより一層図られるようお願いいたします。

（担当） 指導部主任指導主事 美谷島 正義
指導部主任指導主事 出張 吉訓
指導部指導企画課統括指導主事 酒井 泰

電話 03-5320-6888

18教人職第1237号

平成18年10月27日

区市町村教育委員会教育長 殿

東京都教育委員会教育長

中 村 正 彦

(公印省略)

懲戒処分基準の一部改正について

最近、福岡県筑前町の中学校における事件をはじめ、いじめにより児童・生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生し、さらに、それらの事件の中には、教職員がいじめに加担し、又は助長していたとされる事例が見られることは、極めて遺憾なことです。

いじめにつきましては、従前から特段のご尽力をいただいているところですが、東京都においても、いじめが依然として後を絶たない状況にあることは憂慮すべきことであり、ましてや、教職員による児童・生徒へのいじめは決して許されないことと考えています。

このため、東京都教育委員会は、本日、下記のとおり、懲戒処分基準（「教職員の主な非行に対する標準的な処分量定」）に「児童・生徒へのいじめ」の種類を新たに設け、厳重な処分量定を明示する一部改正を決定、施行しましたのでお知らせします。

なお、本件改正の趣旨は、あくまでもいじめ対策の適正を期すためのものであり、教職員の児童・生徒への指導を始めとする教育活動を萎縮させることがあってはならないと考えております。

貴職におかれましても、本件趣旨をご理解のうえ、貴管下関係教職員に周知徹底し、教職員の自覚を促して、教職員・学校・教育委員会の組織を挙げての一層の取組をお願い致します。

記

1 懲戒処分基準（「教職員の主な非行に対する標準的な処分量定」）の一部改正について

- (1) 非行の種類に「児童・生徒へのいじめ」を新設する。
- (2) 非行の種類「児童・生徒へのいじめ」の定義

教職員の児童・生徒へのいじめは、身体的・心理的な攻撃を継続的に加えることにより児童・生徒に深刻な苦痛を感じさせる行為、又は児童・生徒間のいじめに加担する若しくは助長する行為をいう。ただし、その行為の態様等により、児童・生徒の苦痛の有無にかかわらず、いじめと認められる場合がある。

(3) 以下の区分による処分の量定を定める。

①免職又は停職

児童・生徒へのいじめ又は児童・生徒間のいじめへの加担若しくは助長を行った場合で、その内容が悪質である場合、児童・生徒の苦痛の程度が重い場合(欠席・不登校等)、隠ぺいや常習性がある場合等を総合的に判断

②減給又は戒告

児童・生徒へのいじめ又は児童・生徒間のいじめへの加担若しくは助長を行った場合

2 いじめ再発防止研修(仮称)の実施

いじめを理由として懲戒処分を受けた教職員を対象として、新たに「いじめ再発防止研修(仮称)」

を実施することとする。この研修は、処分を受けた教員を一定期間教壇から外し、教育公務員としての自覚を促すなど、教職員による児童・生徒へのいじめの再発を防止することを目的とするものである。

本件研修の期間及び内容等については、別途、定めるものとする。

3 施行時期

本日から施行する。

【本件問い合わせ先】

東京都教育庁人事部職員課服務係 TEL 03(5320)6792
FAX 03(5388)1731

参考資料 7

7 いじめの問題への取組についてのチェックポイント（平成 18 年 10 月東京都教職員研修センター）

(1) 初任者用

(初任者研修用資料)

いじめの問題への取組についてのチェックポイント（初任者用）

（趣旨）
このチェックポイントは、いじめの問題に関する学校及び教員（特に初任者）の取組の充実のために、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものです。特に、この 27 項目については、初任者の先生方に、日常的に意識しておいて欲しい内容に絞ってまとめています。
各初任者の先生方においては、「いじめの定義」を十分に理解した上で、このチェックポイントを参照しつつ、それぞれの学校、学年等の実情に応じて適切な点検項目を追加するなどして、計画的、定期的に点検・評価、改善を行っていくことが大切です。日頃から、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を意識し、教育活動を進めていきましょう。

いじめの定義
一般的に
①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものとされている。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うことに留意する必要がある。 [平成 18 年 10 月 19 日付、18 文科初第 711 号 「いじめの問題への取組の徹底」について（通知）]

項目	取組のポイント	NO	内 容	チエック欄
指導体制	実効性のある指導体制の確立 ◆きめ細かな状況の把握 ◆情報交換による共通認識 ◆連絡・報告の徹底	1	いじめの問題の重大性を認識し、問題が発生した時には、一人で抱え込まず、学年、生活指導部等を中心とした協力体制のもとで実践に当たっているか。	<input type="checkbox"/>
		2	いじめの態様や被害、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、学年会、生活指導部会、職員会議などの場を取り上げ、教職員間の共通理解を図るよう努めているか。	<input type="checkbox"/>
		3	教師間で気になる児童・生徒についての言動等の情報交換をしているか。	<input type="checkbox"/>
教育指導	適切な教育指導 ◆全ての児童・生徒への指導 ◆いじめる児童・生徒への指導・矯正 ◆いじめを許さない学級経営等	4	お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実にも努めているか。特に「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。	<input type="checkbox"/>
		5	各教師がそれぞれ行う指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。	<input type="checkbox"/>
		6	道徳や学級（ホームルーム）活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行っているか。	<input type="checkbox"/>
		7	学校活動や児童・生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導・助言を行っているか。	<input type="checkbox"/>
		8	児童・生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会的にかん憂や豊かな情操を培う活動を積極的に推進しているか。	<input type="checkbox"/>
		9	自らの言動で、児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っているか。	<input type="checkbox"/>
		10	いじめを行う児童・生徒に対しては、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うことを視野に入れているか。	<input type="checkbox"/>
		11	いじめられる児童・生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。	<input type="checkbox"/>
		12	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。	<input type="checkbox"/>
		未然防止・早期発見・早期対応	◆いじめの未然防止となる児童・生徒への対応 ◆問題兆候の把握等 ◆事実関係の究明 ◆いじめを受けた児童・生徒へのケアと弾力的な対応	13
14	日常の教育活動を通じ、教師と児童・生徒、児童・生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。			<input type="checkbox"/>
15	児童・生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行う、行動の観察をするなど、きめ細かく把握に努めているか。			<input type="checkbox"/>
16	いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。			<input type="checkbox"/>
17	児童・生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。			<input type="checkbox"/>
18	いじめについて新えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。			<input type="checkbox"/>
19	いじめの問題解決のため、一人で抱え込まず、管理職に報告をし、連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携・協力を図ることを視野に入れているか。			<input type="checkbox"/>
20	児童・生徒の悩みや要望を積極的に受け止め、校内における教育相談を活用しているか。			<input type="checkbox"/>
21	学校において、保護者の悩みに応えることができる教育相談を活用しているか。			<input type="checkbox"/>
22	教育相談の推進に当たり、必要に応じて教育センターなどの専門機関を活用しているか。教育センター、人権相談所、児童相談所等、学校以外の相談窓口について、知っているか。			<input type="checkbox"/>
家庭・地域社会との連携	◆適切な連携の体制や方法の確立			23
		24	学校におけるいじめの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。	<input type="checkbox"/>
		25	家庭や地域に対しても、いじめの問題の重要性の認識を広め、協力体制をとろうとしているか。	<input type="checkbox"/>
		26	いじめが起きた場合、一人で抱え込まず、他教職員と協力してその解決に当たり、家庭との連携協力を図っているか。	<input type="checkbox"/>
		27	P T A や地域の関係団体等と共に、いじめの問題について協議する機会に参加し、いじめの根絶に向けて自分なりに努力をしているか。	<input type="checkbox"/>
追加項目		A		<input type="checkbox"/>
		B		<input type="checkbox"/>
		C		<input type="checkbox"/>

[平成 18 年 10 月 19 日付、18 文科初第 711 号 「いじめの問題への取組の徹底」について（通知）をもとに作成] (授業力向上課)

(2) 10 年経験者用

(10年経験者研修用資料)

いじめの問題への取組についてのチェックポイント (10年経験者用)

〈趣旨〉
このチェックポイントは、いじめの問題に関する学校及び教員の取組の充実のために、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものです。特に、この28項目については、10年経験者の先生方に日常的に意識しておいて欲しい内容に絞りとめてあります。10年経験者の先生方においては、「いじめの定義」を十分に理解した上で、このチェックポイントを参照しつつ、それぞれの学校、学級等の実情に応じて適切な点検項目を追加するなどして、計画的、定期的に点検・評価、改善を行っていくことが大切です。日頃から、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を意識し、教育活動を進めていきましょう。

いじめの定義
一般的に
①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものとされている。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うことに留意する必要がある。【平成18年10月19日付、18文科初第711号 「いじめの問題への取組の徹底」について (通知)】

項目	取組のポイント	NO	内 容	チエック 欄
指導体制	実効性のある指導体制の確立 ◆きめ細かな状況の把握 ◆情報交換による共通認識 ◆連絡・報告の徹底	1	いじめの問題の重大性を認識し、校長を中心とした一長協力体制の確立に、積極的にいかかり、実践に努めているか。	<input type="checkbox"/>
		2	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、学年会、生活指導部会、職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。	<input type="checkbox"/>
		3	いじめの問題について、特定の教員が抱え込むことのないよう、教員間で気になる児童・生徒についての音動等について、情報交換がしやすい環境をつくり、実践に努めているか。	<input type="checkbox"/>
教育指導	適切な教育指導 ◆全ての児童・生徒への指導 ◆いじめる児童・生徒への指導・措置 ◆いじめを許さない学級経営等	4	お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にすることを指導等の充実にも努めているか。特に「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。	<input type="checkbox"/>
		5	それぞれが行う指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うことについて、主幹・主任を支援し教職員間の共通理解の形成に努めているか。	<input type="checkbox"/>
		6	道徳や学級(ホームルーム)活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行うとともに、その内容について、情報交換を行っているか。	<input type="checkbox"/>
		7	学級活動や児童・生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導・助言を行っているか。	<input type="checkbox"/>
		8	児童・生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動を積極的に推進しているか。	<input type="checkbox"/>
		9	自らの音動で、児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、自分や他の教員の音動と態度についての評価に努め、課題があれば改善に努めているか。	<input type="checkbox"/>
		10	いじめを行う児童・生徒に対しては、毅然とした対応を行うことを視野に入れているか。	<input type="checkbox"/>
		11	いじめられる児童・生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応について、共通理解の形成に努めているか。	<input type="checkbox"/>
		12	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。	<input type="checkbox"/>
		未然防止・早期発見・早期対応	◆いじめの未然防止となる児童・生徒への対応 ◆問題発覚の把握等 ◆事実関係の究明 ◆いじめを受けた児童・生徒へのケアと弾力的な対応	13
14	日常の教育活動を通じ、教師と児童・生徒、児童・生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。			<input type="checkbox"/>
15	児童・生徒の生活実態について、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行う、行動の観察をするなど、きめ細かく把握することに努めているか。			<input type="checkbox"/>
16	いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家との連携に努めているか。			<input type="checkbox"/>
17	児童・生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応しているか。また、気になる情報について、教員相互に相談できる体制をつくり、実践に努めているか。			<input type="checkbox"/>
18	いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応する環境を積極的に作ろうとしているか。			<input type="checkbox"/>
19	いじめの問題解決のため、一人で抱え込まず、管理職に報告をし、連絡を密にするとともに、必要に応じて、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と積極的に連携・協力を行っているか。			<input type="checkbox"/>
20	児童・生徒の悩みや要望を積極的に受け止め、校内における教育相談の充実を図り、活用しているか。			<input type="checkbox"/>
21	学校において、保護者の悩みに応えることができる教育相談を活用しているか。			<input type="checkbox"/>
22	教育相談の推進に当たり、必要に応じて教育センターなどの専門機関を活用しているか。また、教育センター、人権相談所、児童相談所等、学校以外の相談窓口について情報を集め、その情報を共有化しているか。			<input type="checkbox"/>
機 家庭・地域社会との連	◆適切な連携の体制や方法の確立	23	児童・生徒等の個人情報については、ガイドライン等に基づき、適切に取り扱われているか。また、相互に点検しているか。	<input type="checkbox"/>
		24	学校におけるいじめの対応方針や指導計画等の作成に積極的にいかかり、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。	<input type="checkbox"/>
		25	いじめの問題の重要性の認識を広め、家庭や地域との協力体制づくりに積極的に関わっているか。	<input type="checkbox"/>
		26	いじめが起きた場合、一人で抱え込まず、他教職員と協力してその解決に当たる校風づくりをしているか。	<input type="checkbox"/>
		27	家庭訪問や保護者会などを通して、いじめについて家庭との連携協力を図っているか。	<input type="checkbox"/>
		28	P.T.Aや地域の関係団体等と共に、いじめの問題について協議する場に参加し、いじめの根絶に向けた取り組みを行っているか。	<input type="checkbox"/>
		追加項目	◆適切な連携の体制や方法の確立	A
B				<input type="checkbox"/>
C				<input type="checkbox"/>

(平成18年10月19日付、18文科初第711号 「いじめの問題への取組の徹底」について (通知) をもとに作成) (授業力向上課)

いじめの問題への取組についてのチェックポイント(主幹用)

〈趣旨〉
 このチェックポイントは、いじめの問題に関する学校及び教員の取組の充実のために、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものです。特に、この28項目については、主幹の先生方に日常的に意識しておいて欲しい内容に絞ってまとめています。
 主幹の先生方においては、「いじめの定義」を十分に理解した上で、このチェックポイントを参照しつつ、それぞれの学校、学級等の実情に応じて適切な点検項目を追加するなどして、計画的、定期的に点検・評価、改善を行っていくことが大切です。日頃から、いじめの未然防止・早期発見・早期対応を意識し、教育活動を進めていきましょう。

いじめの定義
 一般的に
 ①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものとされている。
 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、実質的、形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うことに留意する必要がある。 [平成18年10月19日付、18文科初第711号 「いじめの問題への取組の徹底」について (通知)]

項目	取組のポイント	NO	内 容	チエック欄
指導体制	実効性のある指導体制の確立の支援 ◆きめ細かな状況の把握 ◆情報交換による共通認識 ◆連絡・報告の徹底	1	いじめの問題の重大性を認識し、校長のリーダーシップの下、一貫協力体制づくりを心がけているか。(補佐)	<input type="checkbox"/>
		2	いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、学年会、生活指導部会、職員会議などの場で取り上げるなど、教職員間の共通理解の場を定めているか。(調整)	<input type="checkbox"/>
		3	いじめの問題について、特定の教員が抱え込むことのないよう、教職員間で気になる児童・生徒についての言動等について、教員が管理職に報告・連絡・相談できる環境を整えているか。(補佐)	<input type="checkbox"/>
教育指導	適切な教育指導への率先した取り組みと助言 ◆全ての児童・生徒への指導 ◆いじめる児童・生徒への指導・指導 ◆いじめを許さない学級経営等	4	お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に向けているか。特に「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。	<input type="checkbox"/>
		5	教員に対して、さまざまな場面でいじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うように助言しているか。(人材育成)	<input type="checkbox"/>
		6	道徳や学級(ホームルーム)活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げるよう登壇しているか。(補佐)	<input type="checkbox"/>
		7	学級(ホームルーム)活動や児童・生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導・助言を行っているか。	<input type="checkbox"/>
		8	児童・生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性のかん養や豊かな情操を培う活動を積極的に推進しているか。	<input type="checkbox"/>
		9	自らの言動で、児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、自分の言動と態度について率先して自己評価を行っているか。(補佐)	<input type="checkbox"/>
		10	いじめを行う児童・生徒に対しては、厳然とした対応を行うことを視野に入れているか。	<input type="checkbox"/>
		11	いじめられる児童・生徒に対し、心のケアやさまざまな弾力的措置など、いじめから守り通すための対応について共通理解を回しているか。(調整)	<input type="checkbox"/>
		12	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っているか。	<input type="checkbox"/>
		未然防止・早期発見・早期対応	◆いじめの未然防止となる児童・生徒への対応 ◆問題発覚の把握等 ◆事実関係の究明 ◆いじめを受けた児童・生徒へのケアと弾力的な対応	13
14	日常の教育活動を通じ、教師と児童・生徒、児童・生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。			<input type="checkbox"/>
15	児童・生徒の生活実態に関して、たとえば聞き取り調査や質問紙調査を行う、行動の観察をするなど、きめ細かく把握することについて、適切な助言を行っているか。(人材育成)			<input type="checkbox"/>
16	いじめの把握に当たり、スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家と教員とのパイプ役となっているか。(補佐)			<input type="checkbox"/>
17	児童・生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。また、気になる情報については、校内で共通理解を回すように努めているか。(調整)			<input type="checkbox"/>
18	いじめについて訴えなどがあつたときは、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確かつ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。			<input type="checkbox"/>
19	いじめの問題解決のため、一人では抱え込まず、管理職に報告をし、連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携・協力を図ることを視野に入れているか。			<input type="checkbox"/>
20	児童・生徒の悩みや要望を積極的に受け止め、校内における教育相談の活用を推進しているか。(補佐)			<input type="checkbox"/>
21	学校において、保護者の悩みに応えることができる教育相談を活用しているか。			<input type="checkbox"/>
22	教育相談の推進に当たり、必要に応じて教育センターなどの専門機関を活用しているか。また、教育センター、人権相談所、児童相談所等、学校以外の相談窓口についての情報を発信しているか。(補佐)			<input type="checkbox"/>
家庭・地域社会との連携	◆適切な連携の体制や方法の確立と連携推進	23	児童・生徒等の個人情報については、ガイドライン等に基づき、適切に取り扱うことについて点検しているか。(補佐)	<input type="checkbox"/>
		24	学校におけるいじめの対応方針や指導計画等を浸透させ、(補佐)保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。	<input type="checkbox"/>
		25	いじめの問題の重要性の認識を促め、協力体制をとるため、家庭や地域との連携役となっているか。(補佐)	<input type="checkbox"/>
		26	いじめが起きた場合、一人で抱え込まず、他教職員と協力してその解決に当たる風土づくりに努めているか。(補佐)	<input type="checkbox"/>
		27	家庭訪問や保護者会などを通して、いじめについて家庭との連携協力を回しているか。(補佐)	<input type="checkbox"/>
		28	PTAや地域の関係団体等と共に、いじめの問題について協議する機会に参加するなど、いじめの根絶に向けた取り組みを提案しているか。(補佐)	<input type="checkbox"/>
追加項目		A		<input type="checkbox"/>
		B		<input type="checkbox"/>
		C		<input type="checkbox"/>

(平成18年10月19日付、18文科初第711号 「いじめの問題への取組の徹底」について (通知) をもとに作成) (授業力向上課)

8 東京都教職員研修センター人権教育資料センター所蔵ビデオ（いじめに関するビデオ）一覧

東京都教職員研修センター 人権教育資料センター 人権課題「子ども」の内「いじめ」に関する人権教育ビデオ教材一覧

記号	ビデオ名	企画・制作	時間	対象								種別	内容	購入年度	
				子ども	幼児	小学生(低学年)	小学生(中学年)	小学生(高学年)	高校生	大学生・一般	教職員				保護者
い1	生きているのがこわい -いじめ、悲憤な叫び-	企画/東映 制作/東映	31分										ドキュメンタリー	いじめが原因で自殺した3人の中学生が訴える心の叫び、これに対応した親・学校（教委を含む）・地域の人々の行動をどうみるべきか、それぞれの場できり話し合い、論議して、いじめ絶滅をめざし、それぞれは互いに何をどうするのがよいかを語り上げようという基本方針のもとに作られています。	14
い2	いじめシリーズ ドキュメン ト「1000の叫び！」	企画/NHK 制作/NHK	30分										ドキュメンタリー	手紙に何度も登場する「自殺」と「死」の文字を通して、その心のプロセス、苦しさ、悲しさ…。いじめの頃の心理、子どもたちの心に隠されたいじめからの逃避、「いじめ」はなぜないのか、突然わが子を失った親の悲しみを清原君のお母さんが語ります。	10
い3	いじめシリーズ ドラマ 「僕は死にたくない」	企画/NHK 制作/NHK	30分										ドラマ	いじめには常に多くの傍観者がいます。いわゆる「見て見ぬふり」派。彼らには彼らの言い分があるのです。「傍観者かなせぬか」と。しかし、彼らの存在こそが実はいじめの無罪化を助長する一因ともなっています。これは、そうした彼らが主人公となって展開される「もう一つのいじめ」のドラマです。	10
い4	いじめシリーズ 問いかけ 「大人たちへのメッセージ」	企画/NHK 制作/NHK	30分										ドキュメンタリー	いじめのメカニズムと本人がいじめを認める方法について、なぜ、親や学校(教師)に相談できないのか、教員専門家、カウンセラー、精神科医による分析から、「いじめ」について学校と親との責任を解説します。	10
い5	いじめ その実態と克服の道 を探る	企画/東映 制作/新映画	36分										ドラマ	いじめを克服する条件は次の3つだと訴えます。1、いじめは犯罪であり絶対に許してはならない。2、いじめられたらついに責任があるとは言わない。3、傍観者にならない。	7
い6	いじめ 中学生論ドラマ	企画/NHK 制作/NHK	45分										ドラマ	あるクラスの生徒同士の討論を通して、いじめの底にある心の問題に迫ります。いじめられるつらさ、いじめめる側の苦立ち、その本音をぶつけ合うことの中から、中学生たちがクラスメイト一人一人がもつ命の重さに気づく過程を描き、語り合うこと、理解し合うことの大切さを訴えています。	8
い7	いじめ 親として	企画/東映 制作/東映	30分										ドラマ	上履きのままで帰宅した娘(中?)の機嫌の変化から父と母はわが子のいじめに気づきます。しかし本人はそのことを認めようとしません。そこで両親は…。わが子がいじめにあっていた時、親はどうしたら良いのか、その基本的な姿勢を示唆します。	10
い8	いじめゼロをめざして	企画/東映 制作/東映	30分										ドラマ	お父さん、お母さん、先生、子どもたちの心の叫び聞いてますか？いじめ根絶には、日常の中で悩む子どもたちの80%を速やかにキャッチし、対応することです。いじめにあつた少女のドラマを通して、家庭と学校の連携の重要性を訴えます。	7
い9	いじめっ子ザルと正直かにさ ん	企画/東映 制作/アニメーション画房	12分										アニメ	思いやりの心、自制する心、相手の気持ちに共感する心など、パランスの良い心が心をはぐくむために、初等教育から見直し、再構築しようとするものです。この作品は楽しく分かり易い言葉をキーストに、「いじめ」という問題を個々で考え、みんなで話し合うための素材です。	9
い10	いじめは誰の責任	企画/学研 制作/学研	29分										ドキュメンタリー	いじめられ、ついに自殺を決意するまでに至った、中学2年生の少年が、なぜそうなったのかをドキュメンタリータッチで探りながら、いじめの真の原因について考えます。	8
い11	いじめへの挑戦 -家庭・学校・地域のスクラ ム-	制作/新映画 制作/東映	32分										ドキュメンタリー	「いじめ」をなくすには、学校と家庭が信頼関係のもとに手を携え、「いじめを許さない」「見て見ぬふりをしない」といった固い決意で取り組むことが大切です。この視点からいじめ防止運動を進めてきたある町の、いじめへの挑戦の歩みを描いています。	9
い12	いじめられている君へ	企画/学研 制作/学研	45分										ドラマ	いじめられる友人を大切な友だちとして、あたたかく受け止め、一緒にいじめっ子に非暴力で対峙し、その解決を図った二人の小学生の友情の物語です。	8
い13	いじめを考える 加害者の心 の弱さ	企画/東映 制作/東映	14分										ドキュメンタリー	なぜいじめに走るのか、なぜ傍観するのか、中学生男女から幅広く意見を集めました。いじめ加害者のみならず、加害者の心に潜む弱い自己に気づかせます。	9
い14	いじめを考える 被害者の心 の叫び	企画/東映 制作/東映	16分										ドキュメンタリー	多くの痛ましい体験を基に、被害者の苦しみと心に刻まれた傷の重さを伝えます。人の心の痛みを自分のこととして受け止められる感性を育てる一助となる作品です。	9

参考資料 9

9 人権擁護委員について

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。この制度は、日ごろ地域に根ざした活動を行っている民間の人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたものであり、諸外国にも例をみない制度です。

現在、約 14,000 名の委員が全国の各市町村（東京都においては区）に配置され、講演会や座談会を開催したり、法務局の人権相談所や自宅などで住民の皆さんからの人権相談を受けたりするなど、積極的な活動を行っています。

なお、平成 6 年度から、「いじめ」、体罰、不登校などの子どもをめぐる人権問題に適切に対処するため、人権擁護委員の中から子どもの人権問題を専門的に取り扱う「子どもの人権専門委員」が設けられ、全国で約 950 名の専門委員が活発な活動を行っています。

子どもの人権に関する相談 「子どもの人権 110 番」 0570-070-110(全国共通)
03-5689-0535(東京法務局)

法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/>)「人権擁護局ページ」より

10 相談窓口一覧

都民の声	電話 03-5320-7725
東京都児童相談センター	電話 03-3202-4152
警視庁少年相談室「ヤングテレホンコーナー」	電話 03-3580-4970
東京都教育相談センター	電話 03-3493-8008
平成19年3月19日から【03-5800-8008】となります。	
いじめ相談ホットライン	電話 03-5800-8288
東京都立中部総合精神保健福祉センター	電話 03-3302-7711
東京都立精神保健福祉センター	電話 03-3842-0946
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	電話 042-371-5560
東京都立梅ヶ丘病院子どもの精神保健相談室	電話 03-3323-7621
東京都児童会館子ども相談室	電話 03-3409-6361
子ども家庭支援センター	都内61ヶ所(53市区町村)

11 東京都立教育研究所研修資料

いじめ問題に関する研究を行い、報告書としてまとめたものが、東京都教職員研修センターのホームページでも御覧いただけます。

平成 7 年度 「いじめ問題」研究報告書 - いじめ解決の方策を求めて -

平成 9 年度 「いじめ問題」研究報告書 - いじめの心理と構造をふまえた解決の方策 -

12 人権教育プログラム（東京都教育委員会）

人権教育プログラムには、保護者会や道徳授業等で活用できる資料も掲載されています。

- ・平成 15 年 3 月発行 P26 ~ P37、P100 ~ P105
- ・平成 16 年 3 月発行 P32 ~ P37、P108 ~ P109
- ・平成 17 年 3 月発行 P116 ~ P117
- ・平成 18 年 3 月発行 P24 ~ P25、P46 ~ P47

13 東京都教職員研修センター人権教育ビデオ貸出について

東京都教職員研修センターでは、約 380 本の人権教育ビデオを所蔵しています。その内、いじめ問題を扱っているビデオは 44 本です。授業だけでなく、道徳授業地区公開講座や保護者会等での活用もできます。

「人権教育資料センター」における人権教育ビデオの貸出について

東京都教職員研修センター研修部教育開発課では「人権教育資料センター」の運営を行っています。当資料センターでは、同和問題をはじめ様々な人権課題にかかわるビデオ・書籍等の資料を収集・所蔵しております。各学校において充実した人権教育・啓発が行えるように、貸出用として約 380 本のビデオテープを用意しています。

人権教育ビデオには、各校種の総合的な学習の時間等で活用できる内容、たとえば高齢者にかかわることや障害者にかかわること、ボランティア活動などをテーマにしたビデオテープもございます。各学校における授業、研究会・研修会及び保護者等の研修の際に、当資料センターの人権教育ビデオをご活用ください。

ビデオテープ等貸出・返却の流れ

```

graph LR
    A[教育開発課へ  
ビデオの問い合わせ  
03-5802-0386  
予約] --> B[借用書記入  
重要(代表者名)  
会印・捺印]
    B --> C[東京都教職員研修センター  
3階 教育開発課で貸出  
(人権教育担当)  
重要「借用書」持参]
    C --> D[東京都教職員研修センター  
3階 教育開発課へ返却  
(人権教育担当)  
重要「使用状況報告書」提出]
            
```

* 「貸出用ビデオ一覧」、「借用書」及び「使用状況報告書」につきましては、東京都教職員研修センターホームページに掲載しております。ビデオ等の詳細についてのお問い合わせや不明な点がございましたら、人権教育担当（03-5802-0386）までお問い合わせください。

東京都教職員研修センターURL <http://www.kyoiku-kensyu.metro.tokyo.jp>
東京都教育委員会ホームページの「関連ホームページ」とリンクしています。

14 いじめの定義の見直しについて

文部科学省では、いじめられた児童生徒の立場に立って、より実態に即して把握できるよう、いじめの定義を見直すとともに、定義に注釈を加えることを検討しています。（平成 19 年 1 月 19 日 プレス発表より）

【新定義】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

（注 1）「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視するということである。

（注 2）「一定の人間関係のある者」とは、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

（注 3）「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

（注 4）「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

【担 当】

東京都教職員研修センター 研修部 教育開発課

教育開発課長 倉田 朋保

統括指導主事 鈴村 邦夫

指導主事 板澤 健一

指導主事 緒方 直彦

指導主事 松井 茂

(平成19年2月現在)

【研修資料】

今、あなたにできること
- いじめ問題の解決を図るための研修資料 -

平成19年2月発行

編集・発行 東京都教職員研修センター
所在地 〒113-0033 東京都文京区本郷1-3-3
電話 03-5802-0305